

令和元年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

令和元年9月9日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

1番 松川正樹君  
2番 上田誠君  
3番 中村勘太郎君  
4番 金元直栄君  
5番 滝波登喜男君  
6番 齋藤則男君  
7番 奥野正司君  
8番 伊藤博夫君  
9番 長岡千恵子君  
10番 川崎直文君  
11番 酒井和美君  
12番 酒井秀和君  
13番 朝井征一郎君  
14番 江守勲君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河合永充君  
副 町 長 山口真君

教 育 長	室 秀 典 君
消 防 長	朝 日 光 彦 君
総 務 課 長	平 林 竜 一 君
財 政 課 長	川 上 昇 司 君
総 合 政 策 課 長	歸 山 英 孝 君
会 計 課 長	酒 井 宏 明 君
税 務 課 長	清 水 昭 博 君
住 民 生 活 課 長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	森 近 秀 之 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
上 志 比 支 所 長	山 田 孝 明 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	坂ノ上 恵 美 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに8日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開会中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（江守 勲君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、1番、松川君の質問を許します。

1番、松川君。

○1番（松川正樹君） おはようございます。

うわさには聞いていましたけれども、やっぱりトップバッターというのはいささか緊張するらしくて、確かに若干緊張しています。まあまあそこそこ議員やっていたけれども、初めてのトップバッターです。ただ、相変わらず欲張って一般質問の数が多いので、最後までたどり着くかどうか、まことに心もとないんですが、何とか頑張りたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

まず1番、ラッキーはどうなるの？ 最終局面だということをお願いをいたします。

ラッキーがどうなっていくのだろうかという声が、あるいは心配の声が住民の間で日増しに大きくなってきています。ラッキーさんの内部に解決しなきゃならない事情があって、それが片づかないことには、ああいう状況が続いている。それが割と長引いているし、最近では壁のようなものまで出現してきて、ますます気

がかりになっています。ラッキーさんのご都合もあるのでしょうけれども、いずれラッキー内の問題は時間が解決してくれると思います。

しかし、その時間が思ったより長いし、なかなか展望が見えない。いつも申し上げてきましたけれども、ラッキーさんは松岡の一等地であります。その一等地がずっとあのままであることは、永平寺町にとっていいわけはありません。地方創生のかげ声のもと、永平寺町ではさまざまな政策が実行されている。少しでも人口が減らないように町の魅力をつくっていかうというさなか、マイナスイメージでしかない。しかし、仄聞するところによりますと、今、大手の3社のドラッグストアがラッキーを買収する意思を示しています。いずれどれかのドラッグストアに決まることになると思います。

しかし、既に松岡には2つのドラッグストアが開業中で競合しています。これ以上ドラッグストアは要らないという反対論はもちろんあります。もっともなご意見ではありますが、実態は、我々商業者にとってはそれどころではありません。町や商工会としては、そのドラッグストアの競合のあおりを受け、地元の食品スーパーや弱小な商店がもろに影響をかぶることに、もっと関心を示してほしいのであります。特段のことがなくても、ほかの事業で我々地元商店が消えつつある中、中心地にまた新しくドラッグストアが出現すれば、商店の減少、消滅に拍車がかかることは明白であります。そして買い物難民が増すばかりであります。

当然、生き残りのため、商店自身が自己努力をしなければならぬことは言うまでもありません。しかし、大資本に抵抗する強力なすべは、私どもは持ち合わせてはいない。高齢化と後継者難で見通しは全く暗い。暗いが手をこまねいているわけにはいかず、おくれればせながら生き残る道を模索はしています。

そもそもドラッグストアは、地元の食品スーパーを潰しに来ているのであります。そのような弱肉強食のやり口が、社会的にも社会経済的にも生産性があるとは決して思いませんが、ドラッグストア界の中でもドラッグストア同士の生き残りをかけた競争となっているので、どうにもとまらない。それが現実であります。しかし、こういう世界の行く末を想像した場合に、結局は不幸な結末が待っている気がしてならない。我こそはと生き残りをかけた戦いは、最終的に誰も勝者にはなれないのではないか、何のためにひとり勝ちしたいのか、ひとり勝ちが続くわけがないのではないか、そんな疑問がつきまとして仕方がありません。

経済という言葉は、ご存じのように、経世済民から来ています。経世済民とは、国を治め、国民の生活の苦しみを救うことであります。残念ながら、実態はそう

なっていないし、多くの人が経世済民という言葉すら忘れていて。小さな町でも経世済民の精神が少なくとも政治の中に生きていてほしいと思うし、だからといって、この町は経世済民の精神とか思想が欠けていると大上段に振りかざすつもりはありません。

だから、私もそこまでは言いませんけれども、今回のラッキーの騒動で、私だけでなく何人もの議員が何とかしましょうよと訴え続けました。しかし、町の反応は、個別の特定企業の支援はできないとの一点張りであります。民は民でと他人事扱いであります。当事者意識がないようであります。私は、特定の企業を救えと、特定の企業の名前を出して迫って覚えは全くありません。住民をただ救ってほしいとお願いをしているだけであります。

今回の一般質問で、ラッキーに関しては何回も同じようなことを言わなきゃならないのは、本当につらいです。答弁するほうもつらいかもしれませんが、私ももつらいんであります。だから視点を変えて申し上げます。今、ラッキーは最終局面の始まりに突入しようとしています。ここら辺で町が登場してこないと、もう出番はありません。ずっと登場しないおつもりなのですかということを申し上げたい。

そこで、私は考えに考え抜いて、町の出番を用意しました。おいしい場面をそろえたつもりであります。

いずれラッキーさんを大手のドラッグストアが買い取ることになるらしい。これはもう相当世間にも知れ渡っています。これはラッキーさんが選択したことなので仕方ありません。ただ、気がかりなのは、住民にとって、消費者にとってあるいは町にとって、よりましなドラッグストアはどこかということも大事であります。そのことを町当局も関心を持っていただきたい。町がベターなドラッグストアがどこかという判断ができる情報をとってほしい。ベターなドラッグストアの判断基準の一つは、買い物難民を救えるかどうかということでもあります。だから、もう1回、買い物難民のことを考え直してほしいのです。

実は、その買い物難民にあわせて、医療難民というものが松岡地区で数年後には起きてきて問題化するだろうという専門家の見立てがあります。しかし、どのドラッグストアを選択するかによって医療難民の発生を抑えられると、その方はおっしゃっています。なぜ医療難民が発生するかという原因などについては、この場ではいろいろありますのでしゃべれないのが残念なんですけど、いずれ委員会等で問題にしたいと思っております。しかし、大事なことなので、今から医療難

民のことも町当局は頭に入れていただきとうございます。

もう一つの提案。今のところ、どのドラッグストアもラッキーさんを更地にしてという前提で買い取るというのが企業の論理あるいは常識かもしれませんが、何でも交渉であります。建物はまだ築20年です。あのまま買ってもらうわけにはいかないでしょうかということです。リノベーションの手法をお勧めいたします。リノベーションであれば、地元の建設会社も参入できます。第一、もったいない。解体費は2,000万円ほどと聞いておりますけれども、これも浮きます。ラッキー内部の問題もすぐ解決いたします。ラッキーさんには私も多少縁がございますので、その旨お伝えはしてありますが、町当局からのアドバイスがあればなお心強いと思います。何とかご協力を願えないかとお願いするものであります。

買い物難民を救う手だてに関連して、もう少し述べます。

参入する3つのドラッグストアの商品構成には、それぞれの個性というか特徴があります。私も多少は承知してはおりますけれども、ラッキーさんも町当局さんもそれぞれのドラッグストアの商品構成力を意識して、できるだけ食品あるいはお総菜の提供力に気を使ってほしいと申し上げたい。

いずれも勝手なお願いに感じるかもしれませんが、どうかまげて政治のご尽力をお願いしたい。政治の大切な機能は、社会のさまざまな利害を調整することです。どうかお願いいたします。

その機能というか権利みたいなものを放棄してはならないと私は思いますが、どうでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） ただいまのラッキーのことについて答弁させていただきたいと思います。

ラッキーの問題につきましては、商工会の方を含めて、ラッキーの理事長さんなりとも話をさせていただいてございます。9月に入っておりますけれども、ラッキーの店内の中に1軒、店舗が継続して営業しているというのが現状でございます。この辺につきましては、組合と店舗のほうで現在、権利関係の調整につきまして、司法の場で調整をされているというふう聞いてございます。

ラッキー本体の土地、建物のことでございますけれども、所有権につきましては組合にございます。現在、組合の方が譲渡先につきまして、関係する方々といかに有効に活用して利用していただけるかというふうなお話をさせていただいているところでございます。

今、そのドラッグストアの得意分野、不得意分野ということがございますけれども、やはりいろんな面で確かに、町がこうなさい、ああしなさいということとはなかなか言いがたいと思う。ただ、地元のその組合の方にも、組合の方も、やはり地元の住民の方々を守っていただきたいという思いを相手方に伝えて交渉をしているということを聞いてございます。民間の権利なので余り町としても言えませんけれども、できればその組合の方も、やはり町の、こちらもそういう思いというのはありますんで、少し伝えさせていただいて交渉していただいているというところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この件に関しましては、今、もちろんそのドラッグストアとかいろいろな話があるようなんですが、組合さんとまた民間との話、そしてさらにいろいろな場が、司法の場に行っている。そこでは、三権分立とかいろいろある中で、今、行政が、こういうことをするとか、どういうふうなことをしていいとかそういったことを言いますと、またいろいろな判断の中で司法の場がどういうふうな判断になるかというのも、大変なことになったり、どういうふうに転ぶかわからない。そういった中で、なかなか行政としては言わない、言えないというのもあります。

そして、松川議員おっしゃるとおり、ドラッグストアが来て、地元商店とか、また買い物難民、こういったことについては、やっぱり町もいろいろな角度でしっかりやっていかなければいけないなと思います。最初は、商店街がだんだん衰退していったのも、ひょっとしたらスーパーが生まれて、そして今度、スーパーがまたなくなったものがドラッグストアであったり新しい通信販売、ネット販売、また宅配のサービス、いろいろなのが生まれて社会のニーズが、そのニーズというのは、住民の皆さんのニーズが変わってきたことによって大きく流れが、店舗の形態であったりそういったものが変わってきたのも現状だと思います。

ただ、今、少子・高齢化とかいろいろな流れになってきた中で、例えば家電屋さん、いつときは大型の家電屋さんみんな車に乗って買いに行きましたが、今、地元の家電屋さん、電球をかえてくれたり、そういう細かなサービスをしてくれる。また、やっぱり地元の電気屋さんは大事だなという、そういったお客さん、町民のニーズの声というのも上がってきております。こういったことは、やはり町もそういった情報を商工会に伝えながら、じゃ、どういうふうなこういうサー

ビスを展開していけるか、一店舗ではなかなか難しい中で、組合であったり商工会の会員さんであったりそういった皆さんとどういうふうにやっていけるか、また、大型店ができて、なかなか電子マネーとかそういうのが取り入れることが難しいというのもみんなで勉強して、また組合とか商工会さんと一緒にやっていくことによって導入することができたり、新しいアイデアが出たり、そういったことも出てくると思いますので。もちろん、やっぱり昔からある企業さんをどうやって守っていくかというのも大切なことですし、買い物難民の方を救っていくというのも大事だと思います。

それと、今回のラッキーさんの地面につきましては、今、撤退してどうなるかはちょっとわからないんですが、あそこの地面が、町の一等地がそのままずっと何年間もそういう状態になっている、そういったときには、何かできないかとか、また皆さんと一緒に、お話を聞きながら進めていけばいいかなと思いますが、今現に、次はどういうふうに使おうと民間の方が手を挙げられているとか何社も来られているとか、そういったお話も、又聞きになって確証はないんですが、そういう話も聞こえてきておりますので、あそこの場所としての土地の活用については、やはりニーズがあるのかな、一般の方も参加するのかなというふうに思っております。

難しい問題なんです。この民民の中で、じゃ、支援をしていく。行政はこういった司法の場でなかなかできないところもありますが、ひょっとしたら議員の皆さん、議会としてこういうふうには支援ができないかとか、そういったこともまとめていただければ、また行政も、もう一つの機関ですのでお話は聞けるのかなとも思っておりますが、例えば、ここに1億円投入しようとなった場合、どれだけの議員さんが賛成してくれるか、こういったこともあると思います。例え話ですよ、今の1億円というのは例え話ですけれども、それが100万円でも10万円でも、じゃ、そういうなのでこの中で投資しようといったときに、議会としてはどういった意見が出るのか、こういったこともありますので、今回のこの件については、やはり慎重にやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） 私、今回の質問5問もありまして、これしゃべっているだけで40分近くたってしまうんで再質問はしないでおこうと思ったんですが、一つだけ言わせてください。

私、どこかで町が出てこなきゃいけないなというふうにずっと思っているんで

すが、少なくともね、ドラッグストアが、多分どれかのドラッグストアが買い取るということになると思います。その買い取ったドラッグストアさんとできる限り早くお会いして、多少はね、こうしなさい、ああしなさいでなくて、町としての、あるいは住民の代表としての立場で少し希望ぐらいいは言っても私はいいんでないかと思う。手法の、全くするのはね、あれはほっとけばいいと思います。いずれ時間が解決すると思いますので。

その辺のことだけひとつお願いをしまして、次の質問……。いいですか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そういった場合、進んで新たなのになった場合、例えば商工会さんと一緒にいろいろ、地元のほかの商店さんとかスーパーとかもいろいろ、例えば町のポスターを張っていただいたり、いろいろな連携もとらせていただいているところもありますので、それはいろいろな形で住民のためになる、それができないかはその商店さんの話になると思いますが、ご提案はさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 1 番、松川君。

○1 番（松川正樹君） はい。ありがとうございます。

2 番目の質問に移ります。

2 番目は、松岡公民館の利用度は上がっているがであります。

ことしの4月に松岡公民館が改修を終え、特に玄関ホールを含め1階部分の教育委員会スタッフがおられたところが多目的に利用される形となり、リニューアルというか、すっかり小綺麗になってから5カ月ほどがたちます。お聞きするところによると、改修の効果もあり、改修前に比べてはるかに利用度が増えています。もともと利用度の高い公民館ですので、ますます千客万来、ご同慶の至りでございます。

しかし一方で、気がかりなこともないわけではありません。それは、以前に比べると2倍ほどの利用客がおいでになる、いらっしゃると伺っておりますけれども、2倍にもなってるなら、それならそれなりのにぎやかさがね、そういう雰囲気になっているのかなと思うと、逆に寂しくなってしまったと言う方がままいらっしゃるんですね。そういう印象もないわけではないと。これはどうしてなんだろうなということを考えました。

最大の理由はね、単純な話で、6月議会でも私触れましたけれども、教育委員会のスタッフが本庁に移動され、公民館には館長と公民館主事の2人体制になっ

てしまい、たまにお二人ともお留守のときもあり、しかもそのお部屋が奥のほうに行ってしまうと、多目的ルームに誰もいないときもあります。そうすると1階はすっかり誰もいないことになり、用事のある方が公民館の人を探さなきゃならない。このことが寂しいという印象の主な原因かもしれませんが、それだけではないとも思います。

いろいろ考えたんですけども、公民館まつりとか観月の夕べとか、あるいは企画物があるときはさすがににぎやかなのですが、平常、講座や教室や会合が幾つもあって、公民館の中に相当数の方々がいらっしゃるはずでありますけれども、一旦それぞれの部屋に皆さんがおさまってしまえば静かになってしまうのは当たり前であります。むしろ、そのほうが自然であります。

しかし、講座にしろ、会合にしろ、住民が三々五々集まってくる中で挨拶やちょっとした世間話も聞こえるだろうし、特に講演会とか、あるいは映画鑑賞などが終わった後、ついつい感想のような、そのときの気持ちを互いに言葉にしたいという雰囲気にもなるだろうと。終わってからもその余韻を楽しめるスペースもあるし、椅子もテーブルもある。気楽にコーヒーやお茶を飲みながら閉館時間までくつろいでいただけるところが公民館のゆえんでもあります。いつまでもいたくなる学校とか公民館っていいと思いませんかということです。

40年前に、難産の末、松岡中央公民館が生まれました。できたてのころの公民館には、館長室があり、社会教育課が常時勤め、図書室のスペースも割と広めにありました。一般の利用者の住民も気楽に自由に入ってきている、そういう雰囲気があった。そして憩える空間もあった。あしたの松岡を大いに語り合ったものであります。そのころのイメージがとってもいいイメージで私には今でも残っているのです、極めて個人的ではありますがけれども、勝手に今回、教育委員会がこちらに行っちゃうということでそういう空間が復活すると私思い込んでたんですね。

その空間は多目的ルームになってしまったけれども、公民館を盛り上げるのは人なのであります。どんなふうに空間がデザインされようが、人の気持ちで何とかなるものだと思っております。ちょっとした専門の本では、理想的な公民館というのは「地域における住民の自由なたまり場、交流の場を兼ね備えた学習と文化の殿堂である」と書かれてありました。そして公民館の役割とは、「住民の自由なたまり場」、もう一つ、「住民の集団活動の拠点」、そして「住民にとっての『私の大学』」、もう一つは「住民による文化創造の広場」の4つと言われて

います。

4つともまさに至言であります。そしてその4つの役割を果たすために具体的なたくさん目標のようなことをたくさん書かれてありました。そこから気になることを私なりに選んで申し添えます。

一つ、公民館には、専門職としての公民館主事や事務職員などの市町村職員がきちんと配置をされている。一つは、活動するためには、それに必要な予算や施設が要求されて、予算は市町村財政によって賄われる。一つは、住民や住民団体のミニコミ活動を援助するために、住民が自由に使える印刷室を置いている。一つは、公民館利用者懇談会が組織され、定期的集まりが持たれる。一つ、公民館の仕事を住民に知らせるために、公民館だよりが定期的に全戸配布の形で発行されるだけでなく、住民中心に編集委員会体制が整えられている。これら、多少実現が困難かという感じもいたしますけれども、せめて目標として掲げられるとうれしいのであります。たくさん書いてあったんですが、今の公民館にこういうものがちょっとないが、欠けていることをあえて選んで今申し上げました。

いずれにしろ、教育委員会を含む公民館関係者が、利用者もまじって、今の公民館の実際をどう捉え、理想的な公民館をご自分たちの言葉で語っていくことかと考えます。引き続き、近所の人間として応援し続けますので、また何でも言うてください。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） まず、松岡公民館の利用者数について改めて述べたいと思うんですけれども、4月から8月までの5カ月間の利用者数でございますが、9,268人。昨年の同期間では6,037人ということですから、3,231人の増、パーセントで言うと53.5%の増加ということになっております。1.5倍以上の増加という結果については、整備工事の成果ということも大きいのではないかと考えております。

特に、新しくできた2階の多目的ルームについては、高齢者の方々の健康教室や輪投げとかヨガ教室といったような健康づくりに関する新しい使い方や、またサークルなども入ってきております。また、子どもや乳幼児を対象とした活動なども行われるようになり、土足禁止でありながら比較的広い部屋という他とはないような部屋というふうなことで、新しい利用者を生む結果となっております。その他の部屋についてもほとんどが前年度を上回っており、リニューアル工事が喜んでいただけたものと考えているところでございます。

松川議員の6月の一般質問、先ほどもありましたが、松岡公民館に職員がいないときがあるというふうなご指摘でございますが、現在は、公民館主事などが長時間留守にするようなときには、生涯学習課に8月から採用しました非常勤職員がかわりに事務所に在室をするというふうな対策をとっているところでございます。その他、公民館には、正面玄関付近のロビースペースを談話コーナーにしており、立ち寄って話ができる環境も整えており、利用者に喜ばれていると考えております。

貸し館になっているのではないかというふうなご指摘もございましたが、松岡、永平寺、上志比それぞれの館長及び主事が、地域に合った企画や講座を数多く実施しております。もちろん公民館講座の各種サークルや地域の団体、町内会などの事業や会議でも多く利用されているということは多くの町民が集う場となっているということでもありまして、またコミュニティの場、集団活動、学習の場にもなっているというふうに考えてございます。

松川議員、先ほどいろいろご提案といたしますかご指摘等がありましたけれども、いろいろ公民館の発展といたしますか、よりよい公民館に向けて、また公民館運営委員会というふうな機関もございますので、皆さんと話し合いながら検討してまいりますというふうに思います。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） はい。ありがとうございました。

今の公民館長と公民館主事、2人で本当に頑張っていらっしゃるので、何とか私どもも応援したいと思っております。

次、3番目、永平寺町文化祭よ、永遠なれという質問に移ります。

まず、私と文化祭とのおつき合いの話から始めさせていただきます。

実は私、十数年前より合唱団をやっていたので、何年か前から文化祭のステージで合唱に参加をさせていただいております。また、やっとな作品のほうも2年前から、川柳であります、出品させていただいております。

参加させてもらって大変ありがたいと思っておりますが、私自身の背景を少し申し上げます。

20代のころ、松岡町時代でしたけれども、町の文化祭にはちょくちょく顔を出し、私どもの大体先輩方のさまざまな作品に触れながら、いいな、いいなと思っていました。いつの日か、絵とか書道とか俳句とか、どんな分野でもいいから

出品できる住民になりたいな、なれるといいなという思いをね、一つの希望を持っていました。いわば、文化祭に参加することに憧れを抱いてきたわけであります。幸いにして出演と出品が同時にでき、長年の念願がかないました。ことしも川柳100首出品させていただきます。ことしは数で勝負ではありますが、川柳のネタはほとんどまちづくりに関することばかりで、町の行事とか町の出来事を振り返り、皆さんに読んでいただいて、また私、まちづくりの思いとかヒントをいただければ幸いです。済みません、ちょっと自己PRになりましたけれども、ご勘弁をください。

合併してから今の場所に落ちつきましたが、以前は、松岡の場合、松岡小学校体育館がメインの会場でありました。その前は福祉会館のときもあったし松岡中央公民館のときもありました。その2つの会場とも決して広くありませんでしたけれども、なかなかアットホームな雰囲気を醸し出していました。舞台もあり、若いころから青年団の仲間と演劇もさせてもらったと。決して上手な芝居ではなかったと思いますが、会場にはいっぱいのお客においでいただいた。30年以上も前の話になってしまいましたけれども、演劇を経験させてもらって本当によかったと思っています。劇が始まる直前まで、出演したことへの後悔と緊張感が体いっぱい走るんですね。しかし、終わったらまた挑戦したくなる。その繰り返しでありました。その当時の青年団を応援してくれたお客の方々に、改めて感謝の気持ちでいっぱいあります。

文化祭実行委員会として参加したことのない私でさえ、文化祭の熱い思い、思い出は幾らでも語れます。我が町の文化祭は私にとっては、いわば育ての親であります。その親の悪口を言われたら黙ってはいられない。そのくらい、私は文化祭を愛しているのだと思います。毎年、出品したり出演したりする方々に限らず、縁の下の力持ちである実行委員会の方々や、お手伝いをされている役場の職員の方々も、いろいろな思いを込めて文化祭をつくっていただいています。あの文化祭という空間には、つくっている方々の愛と真心のエネルギーが詰め込まれています。だから、普通にぶらっと入っていても、あの空間に入り込めば、たちどころにその純真なエネルギーに包まれることになる。心をやわらかく、そしてニュートラルな心にすれば、もっともっと居心地はよくなります。一日中いても飽きません。文化祭はいいことづくめであります。

あの場所で本当にたくさんの方々と出会います。お久しぶりの方もいらっしゃいます。旧交を温められます。私も去年、東古市の方でしたけれども、ある方と

二十数年ぶりに再会できました。積もる話に花が咲いたことは言うまでもありません。しょっちゅう会っている方々ともまた違った話ができます。コーヒーもお安いし、子どもたちの作品ももちろん必ず見ます。大当たりの企画もあります。学校給食の調理員の方々の発案で、学校給食を楽しんでもらおうという企画が何年か前から始まっています。この年齢で昔懐かしい給食を再び食べれるとは、望外の幸せでありました。お茶席でいただく、一年に一度のお抹茶とお菓子はいつもおいしゅうございます。まさに永平寺町文化祭万歳であります。

一番の圧巻はね、私、後片づけだと思います。多くの方々が多くの時間をかけてつくり上げた文化祭を極めて短時間で目の前からなかったことにしていく作業は、映画でもつくれるんじゃないかと思うほどであります。これにもエネルギーな熱量が注ぎ込まれます。自分も多少の仕事をするのでゆっくりと後片づけの作業を客観視できませんけれども、中にこの方々本当に燃えているなど感心する場面を見つけると、そのことだけでその方を尊敬し続けられます。好きにもなります。

今度、ケーブルテレビにね、お願いしようかと思ってるんですけども、そういうことを真剣に思い始めています。オリンピックの記録映画をつくる感覚で、準備から後片づけの一連の流れをずっと撮り続けるとおもしろいと思っています。後で関係者でもう一度見てみる。見ていること自体も楽しいでしょうが、ここはこうしたほうが良いと気づくこともあるかもしれません。次の、より魅力的な文化祭づくりにきつとつながります。もう一つの狙いは、いろいろ事情があって見に行きたくてもどうしても行けない方々のためにも、ゆっくりとご自宅でケーブルテレビで、まさに会場にいる気分でごらんになっていただける。文化祭の楽しさを懐かしんでいただくことができれば最高であります。

ケーブルテレビさんのスタッフさんはなかなか引く手あまたですので、実行委員会の中でカメラ撮影ができていただければありがたいなと勝手に思っておりますが、最後はちょっと一風変わった提案となりましたけれども、何とぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） いろいろとお褒めいただきまして、ありがとうございます。

ことしの町の文化祭は10月26日、27日に緑の村ふれあいセンター及び四季の森文化館で開催を予定しております。ことしも実行委員会の皆さんに企画、

運営のご協力をいただいているところでございます。

最後に、ケーブルテレビでの放映のご提案がありました。

まず、展示等をゆっくり撮影して放映したらというふうなことについて、まず会場までなかなか行くことができない方というもおられると思いますので、大変興味深いものだというふうに思っております。現在もステージ発表を中心に放映しているところでございます。

心配することとしては、ケーブルテレビでの放映が定着しますと、会場に行かなくても見られるかなというふうなことも考えられるかなと。これは心配だけで済めばいいんですけども、ございます。かなりの作品数がございますので、撮影、編集、そして放映にも要する時間はかなりものというふうなことが考えられますので、そういう課題もありますので、例えばステージ発表の放映を削るというふうなことも、放映の都合ではあるのかもしれませんが。その辺も含めまして、実行委員会の皆さんのご意見も伺いながら、またケーブルテレビの関係者にも協議、相談をさせていただきたいと思っております。

また、準備から後片づけのドキュメント番組的な部分につきましても、これはどちらかというケーブルテレビ側の企画物みたいになるのかなと私は個人的には思うんですけども、それも含めて検討、そして相談させていただきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 松川議員には、いつも公民館活動に気をかけていただき、本当にアドバイスやご提案、ありがとうございます。

今後も、町民のニーズに沿い公民館活動を充実させていきたいと思っておりますので、ぜひ公民館活動の応援団として、これからも建設的なご意見をいただければありがたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ケーブルテレビの話ですけども、お春日さんのお祭りはいつも放映されているんですが、それを見た私たち趣味のものも、あれもどうなの、どうかという話は前からあって、言うてはいるんですが、何しろスタッフが手狭なんで。だから、地元の人でやってる人があれば、マイビデオということで幾らでも流せることなんでね。だからあの世界も大変です。きのうはお薬師さんやったけれども、お薬師さんも多分映してほしいなとは思っていると思ひます。何か

できたらお願いいたします。

次行きますと、4番目、永平寺口駅前の広場整備は終わらないをさせていただきます。

東古市の通称レンガ館の修復あるいは新永平寺口駅舎の新設、そして新道路の建設や旧永平寺口駅のリニューアルなどに4億円余りの税金を投入してから3年ほどがたちますが、駅前活性化の兆しはあるのでしょうか。

私は2カ月ほど前、東古市の永中で議員の研修会があったので、たまには電車で行こうと松岡駅から永平寺口駅まで行き、歩いて永中まで行きました。朝の9時半ごろだったこともあって、駅から永中まで誰ともすれ違いませんでした。ちょっとびっくりしました。私、日常的には車でその辺を通ることもたびたびで、便利になったとか、あるいはすっきりと広々となったと感じていますが、以前と比べて車の往来がふえたとかにぎやかになったという印象は、残念ながらありません。それでも、地元の方々の話によりますと、あのかいわいを散歩する人は確実にふえたということを知っています。レンガ館も確かに小ざれいになったし、桜の木も残った。散歩にはうってつけであります。

そういう状況の中、永平寺インター線の話が出てきました。インター線の目的の一つは、幾つもあるんでしょうけれども、一つは、永平寺町、駅周辺とを直結し、交流が活性化し、周辺地域一帯の発展に寄与するものとなっております。確かに道路が直結することは間違いない。問題はどれだけの交通量が期待できるかであります。中部縦貫自動車道が開通する以前は、機能補償道路の交通量は相当多かったですけども、今は半減よりももっと少なくなっている印象であります。そこから自然に流れてくる車の量は余り期待できないのではないかという声もあります。そんな心配をしていますけれども、逆に東古市の方々にとっては、勝山、大野方面に向かうアクセスとしては都合がいいだろうという、そういうメリットもあります。いずれにしても、永平寺口駅周辺の魅力というか、その引力を相当強めることが必須となってきています。

もう一つは、地籍は谷口になるかもしれませんが、そのインター線のあたりはほとんどが田んぼであります。だから、その広大な地域をどう管理していくかも鍵となってきます。これ以上コストをかけないという考え方もあるし、田んぼは田んぼのままで残すという考え方もあります。一体その後の展開をどうするのかということが大事であります。聞こえてくるのは、一種の企業団地としての可能性を期待しているという声もあります。あるいは、地権者によっては、将

来の小中学校の統廃合があるならばその用地に使うといいと言う方もいらっしゃる。半分は国の助成でありますけれども、7億円という大枚という税金を投入する——インター線にね——からには、相当の経済効果というリターンを生まなければなりません。何しろ町の持ち出しが3億5,000万であります。そのリターンを生むためには、どういう絵を描くか、道ができてから頭をひねるのでは遅過ぎる。同時進行であります。今の時点で早くもイメージを持っていらっしゃるのなら、そのイメージを語ってほしい。

意図的に、目的を持って永平寺口駅周辺に人々が集まってきてほしいのであります。そのための引力の一つは、私は、レンガ館をさらにブラッシュアップすることだと思います。まず耐震化であります。人が入れない今の状態では、魅力がなさ過ぎです。その上で、建物の中に何を有するかであります。それは地元、東古市の方々の腕の見せどころであります。ゆっくりと考えていただきたいが、一日も早く人が入れるようにすることが先決であります。

もう一つ心配なのは、古い踏切が閉鎖されることになっていきますけれども、その代替機能が確保されているのだろうかということです。それが気になる場所でもあります。近辺の住民の不便さは相当のものだというふうにご推察をいたします。その不便さを補って余りある新しい魅力を用意しないといけないというふうにも思います。耐震化し、新しいレンガ館が、今後の東古市のまちづくりの拠点にもなります。毎日でも行きたくなるような住民のたまり場になるといいと思います。公民館的な働きにもなるんじゃないかと思います。地元の方々の汗の結晶で何とか実現できるといいなと思います。

もう一つ。私の提案は、永平寺支所の北側が表玄関で南側が裏玄関というイメージを払拭することです。支所の南側のスペースと駅前広場は地続きでもありますし、一体感のある、より大きなイメージの広場に化粧し直すことであります。北側の駐車場が狭くなってしまったので、その分、南側に駐車場を拡張しながら桜の木などをもっとふやして、あの一帯を庭園化するといいと私は前から申し上げています。そうすることによって、前回の4億円余りの投資、今回はインター線に7億円、計11億円の投資効果を目に見える形で結果を出すことに信念を燃やしていただきたい。

もう一つ。最後に、松岡駅前の人間が永平寺口駅前広場のことばかり申し上げていると笑われますので、前の議会からでも松岡駅前のパークアンドライドあるいはキスアンドライドの件は力説しました。少しは覚えていますか。松岡駅前の

ことは大層な税金を投入しなくても実現できますので、そう思って前から待っているのですが、どうでしょうか。あわせてお答えください。お願いします。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 永平寺口駅前の広場につきましては、駅舎の整備、レンガ館の整備、道路の整備等によりまして、にぎわいを十分に取り戻しているものと思っております。

東古市区まちづくり協議会が主催するえち鉄521プロジェクトでは、毎回、町内外、県外より多くのお客様を迎え、にぎわいを見せているところでございます。特に桜とラッセル車の撮影会は好評でございまして、遠くは秋田、岩手、大分からのお客様もでございます。全国的にも知名度の高い催しとなっているものでございます。

また、永平寺口駅前では2回目の開催を迎える秋浪漫でございしますが、こちらにつきましては、東古市、高橋、法寺岡、山地区の区長さんや地区役員さん、商工会、観光物産協会、えちぜん鉄道、福井銀行松岡支店、福井銀行永平寺支店、黒龍酒造、田邊酒造、吉田酒造などが協力しながら取り組むことになってございます。

このように、あらゆる階層、幅広い階層の方々が、個人、団体、企業を問わず協力して永平寺口駅前の広場ににぎわいを創出するという動きが出てきていることは、大変喜ばしいことであると思っております。

また、平成27年8月に開店いたしましたフレンチレストラン「ラ・ポスト」は、大変評判がよいと聞いてございます。この建物はもともと町の遊休公共施設でございまして、地域のにぎわいの創出に資する店舗・店舗併用住宅としての利用条件に入札による売却を行ったところ、ラ・ポストさんが落札したものでございます。町外からも数多くのお客様が見えられる人気のお店で、永平寺口駅前周辺のにぎわいをもたらしているものでございます。また別の観点から、永平寺町の交流人口の増加にも寄与していただいているものと認識しているものでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 松岡駅前のパークアンドライドのことのお話がありましたので。

ご提案については以前からいただいている中で、現地も確認させていただいて

おります。そういった中で、町有地を活用して利用する場合に、議員もご存じのとおり、段差の解消ですとか車両のすれ違いのための安全確保ですとか、また間口が狭くなっている部分もありますので歩行者等の安全確保といったようなところで、実際には実現に向けては多くの調整が必要だということはご存じだと思います。

これらを解決するために、やはり関係地権者の方ですとか隣接者の方あるいは地元住民のご理解、ご同意等が必要になってきますので、引き続きご理解とご協力を求めていきたいなというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ありがとうございます。

松岡の駅前のお話ですけれども、実は島橋駅の近くにね、50台近くの、あれは相当地元の町内会が頑張ったと聞いております。だからそういう意味では、私も町内会が頑張れというんなら幾らでも、そういう声をいただければ動きます。

もう一つは、えちぜん鉄道さんは結構あれに関しては前々から関心を持って、あの方々もそれなりの動きをしているようです。何とかね、汗を流せば道が開けるんじゃないかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、最後の質問に移ります。

最後、公共交通による地域再生は、まちづくりの有効なツールというテーマであります。

最近、「地域再生の戦略：「交通まちづくり」というアプローチ」という本にはまっています。きっかけは、役場さんから声をかけていただいたアオッサでの講演でありました。そのときの講師の方の話に感心し、家に帰ってきたらその先生の本がありました。それで今、この本を一生懸命読んでいます。

この方は、これまで地方創生、地方創生と言いながらも、現実には地方の衰退は深刻化している。地方都市や大都市周辺の衛星都市など一定の人口集積のあるところでさえ、その衰退ぶりは著しいと嘆いています。シャッター街という言葉も定着したが、かつてのシャッターは朽ち果て、駐車場や空き地になっていると手厳しい。その意味では、改めて地域再生のための政策を検討、実施し、これを地方創生と呼ぶことに異論はないとしていらっしゃる。

ただ、官邸が発表する地方創生のビジョンや守備範囲は極めて広くて、各地域が我が町を消滅させないために、地方創生という名のもとに短期的に効果のある事業を手当たり次第行うことになる、本来、手を打つべき施策ができなくなる。

だからこそ、現実的な次なる一手をしっかりと進めていかないとならないとして、この方は公共交通による地域再生を主張していらっしゃる。これがまちづくりの有効なツールの一つということでもあります。まことに同感であります。

さらに、交通まちづくりというアプローチを強調しています。どういうアプローチかという、一過性のイベントではいけない。交通だけで世の中が変わるわけではありませんけれども、交通という経済社会の血流をインパクトを持って変え、そこから人々のライフスタイルを徐々に変化させることで新たなまちづくりをするという主張になっています。

ここで、さらに具体的に、富山市の公共交通を重視した政策を紹介いたします。

富山市は、スパイラル化したまちを変えるべく、廃止が検討されたJR富山港線をLRT化して、2006年4月には、市も出資する第三セクター、富山ライトレールを開業させた。このときあわせて沿線のバス路線を再編し、富山ライトレールに接続する支線、フィーダーバスを整備する一方、単なる移動手段としてではなくて、まちのデザインを意識したトータルデザインというコンセプトで、LRTイコール都市の装置であるというイメージを印象づけています。また、JR高山本線も列車増発の社会実験を開始したり、沿線にパークアンドライド駐車場を設けたりもしました。

私が目をみはったのは、講演の話の中でもあったんですけども、バスのお出かけ定期券を発売し、会員の高齢者は100円という破格の運賃で市内各所から中心市街地にアクセスできる形にし、これを2008年には富山地方鉄道線、2011年には富山市内線を富山ライトレールにも利用範囲を広げた。これが大当たりしたようで、高齢者の行動力に刺激を与え、医療費の大幅削減につながり市街地の活性化と、一石三鳥の結果が出ました。

これに学ばない手はありません。永平寺町では、既にコミュニティバスは高齢者は無料なので、富山市にまねるとしたら、私はえちぜん鉄道の永平寺町間はこの区間でも100円均一にしたらどうだろうかと思っております。特に今、ラッキーがああいう状態になり、買い物難民の発生を余儀なくされている。電車100円均一とあわせて、駅とコミュニティバスとの連結をうまく考えると、上志比のメイトさんのこともあります。買い物とか病院以外に役に立つ公共交通というアピールにもなります。

そう思っていたら、役場の総務課さんが渾身の力を込めて、マイ時刻表というクリーンヒットを打ってきた。これは私どもも議会の立場で詳細をお聞きしまし

たけれども、正直、このマイ時刻表、私はグッドアイデアだと思っております。当たると私は直感しています。「コミュニティバスの時刻表が見づらい」とか、あるいは「乗り継ぎをどのようにすればいいのかわからない」という生の声にお応えをし、お一人お一人の都合に合わせたあなた専用のマイ時刻表を無料でつくってくれるというものであります。何と真心のこもったきめ細やかなサービスなんだと、非の打ちどころがないと私は喜んでおりますけれども。

ところが、まことに残念ながら、広報永平寺に載せて全戸配布したのにかかわらず、マイ時刻表に対する住民の反応は弱かった。私も本当にびっくりしてるんですけれども。もっともっとPRすれば、需要は掘り起こせます。もちろん私からいろいろ申し上げなくても総務課さんはやる気満々でありましょうが、ここ議会でも話題にしますことによって多少のPRになると、今、一生懸命申し上げています。

現在の若干の申し込みからでも、需要として見込まれるのは買い物と病院通いあるいは公共施設でしょう。初めからその需要を想定してのマイ時刻表だったと思いますけれども、必ず町の活性化に役立つと確信しています。もう一頑張りお願いします。私も、会う人会う人に宣伝したいと思います。ご答弁お願いいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、最初のご提案の町内区間100円というご提案でございましてけれども、えちぜん鉄道の通常の運賃がございまして、その運賃との差額を例えば行政が補填するというふうなことであれば、実現は可能であるというふうに考えております。ただし、実現にするには、沿線には無人駅もございまして。乗降車の管理をするためのシステムですとか、それに係る人件費あるいは運賃の差額補填といったようなことで多額の経費がかかるというのは想像ができるところでございます。

現在、えちぜん鉄道に対しましては、町としては、支援スキームに基づきまして、年間、えちぜん鉄道支援事業補助金ということで約4,000万円を支援しているという状況です。これを単純に人口に割り返しますと、1人2,200円の負担になってまいります。そういったことから、えちぜん鉄道につきましては100円区間という提案の実現についてはなかなか難しいといえますか、困難であるということをご理解いただきたいなというふうに思います。

また、マイ時刻表につきましては、8月上旬から発行をさせていただきます、

8月の当初では実績は3件でございました。ただ、一昨日、9月7日の土曜日に敬老会にて担当者のほうが参加者の皆さんにご説明をさせていただいたところ、午前と午後と合わせまして11名の申し込みをいただいております。合わせまして14名の方から申し込みをいただいているという実績でございます。利用の目的に関しましては、今議員からもお話ありましたように、病院が目的というのが9件、買い物が目的というのが5件でございます。

ただ、このマイ時刻表につきましては、それぞれの利用する方の生活パターンに合わせて作成が可能ですので、高齢者の外出支援という面では、我々も非常に有効な手段だと思っております。

さらに、マイ時刻表につきましては、買い物とか病院に限らず、えちぜん鉄道ですとか路線バスを利用した形での時刻表のつくり方というのでもできます。利用者の方々の状況に合わせてそれぞれ時刻表が作成できますので、今後もそういった高齢者の方が集まる場であるとか、多く集まる場を利用してPRに努めていきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 1番、松川君。

○1番（松川正樹君） マイ時刻表については、私も担当者から、敬老会で宣伝したということですが、サロンなんかに出かけて行ってさらにやるということで、やればやるほど需要は掘り起こしできると思いますので、今後、一応頑張ってください。

えちぜん鉄道100円均一にはご理解をお願いしますということでありましたけれども、なかなかご理解はできません。また違った形でしつこく言い続けようと思います。

実は、さっき富山市の交通まちづくりのことを若干触れましたけれども、富山市の市長は森さんとおっしゃるんですが、この方は1億円を、100円にするということで投入しました。1億円投入したんですけれども、それでやっぱり俄然高齢者が動くんですわ。動くことによって本当に単純に健康になるという、それで医療費が1億8,000万浮いたと。そうすると、それは単純に8,000万とれたという、それだけの話なんですけれども、それはやっぱり政策というのはそういうもんだらうなという。とにかく、難しいでしょうけれどもね、何か問題点をこじあけて、こじあけてやってくれると必ず日の目を見るときが来ると思いますので、何とぞよろしく願いをいたします。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 地域の足につきましては、やはりそのまちの規模、またその生活形態というもの、そういったものが大事になってくると思います。富山の例も、例えば、あそこは本当に精神的に公共交通を取り入れて、また在宅医療についても積極的に、どんどん先進的にやっていますが、富山市は福井市よりも大きい人口規模、また県庁所在地というのもあります。その中で、じゃ、うちの町は、富山市で成功しているからこの町で成功できるのか、また違う小さいところでやっても成功できるのか。そういったのを大いに参考にさせていただきながら、一つ一つ、このまちの規模に合っているか、またできるかというのが大事かなと思います。

今回のこのマイ時刻表、これは本当に、まずは身の丈に合った、こういったところから始めて、次また、いろいろやっていく中でその担当職員も、また総務課も見えてくるものが多々あると思います。それを、じゃ、どう克服していくか。永平寺町には永平寺町M a a S会議もありますし、いろんなご意見を聞く場もありますので、また議員の皆様いろいろなご提案とか、そういった会議の中でいろいろ話ししながらこの永平寺町のモデルをつくっていければいいなと思っておりますので、またこれからご指導よろしく申し上げます。

○1番（松川正樹君） ありがとうございます。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時59分 休憩）

---

（午前11時10分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、13番、朝井君の質問を許します。

13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 13番、朝井征一郎です。

通告によりまして、3点ご質問させていただきます。

まず1点目、高齢者に対する認知症施策の取り組みについてお伺いいたします。

2025年には、65歳以上の約5人に1人が認知症になると推計される。認知症施策の強化は、待ったなしの重要課題の一つだと思っております。

年齢と認知症は相関関係になるとされる。40年ごろには日本の高齢者数がピークになると予測されるが、同様に認知症の人もピークになります。認知症施策

推進基本計画の策定が地方自治体に努力義務づけられる法案ができるそうです。

基本理念では、認知症の人の意向を尊重して、社会の一員として共生社会の実現を目指して、総合的な施策推進。家族や関係者にも寄り添う姿勢を示し、予防やケア、まちづくり、教育、生活支援など、認知症の早期診断や対応に取り組むこと。認知症初期集中支援チーム、また本人や家族を支える認知症サポーターがあるが、どのようなものか、また町はどのような施策をおられるのか、お伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 高齢者の認知症施策では、国が定めます認知症政策推進総合戦略、俗にオレンジプランと言われておりますが、これに沿って、認知症の人が住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるということをテーマに、必要としていることについて施策を推進しています。

主なものを4点申し上げます。

まず、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進としまして、認知症サポーターの養成講座、それからRUN伴と言われております啓発イベント、それから認知症への啓発の講演会を開催しております。

次に、認知症の容態に応じた適時適切な医療、介護の提供ということを中心に、認知症検診を平成26年度から永平寺町では実施しております。そのほか、認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの作成、それから認知症地域支援推進員の設置をしております。

次に、認知症の人の介護者への支援ということでは、認知症カフェの設置を推進しているとともに、支援もしております。

それから、4点目としまして、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進ということで、地域の見守り体制の整備として模擬訓練を開催しております。それから、SOSネットワークというものを構築しまして、行方がわからなくなった場合の早期発見が可能となるような体制づくりをしております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

認知症施策に、認知症予備群であるMCIといますか、軽度認知障がいについて、早期発見、早期対応の推進などが予防の観点から重要だと考えられます。今後の認知症の増加を考えれば、この基本法の制定は必然の流れであり、基本法

ができれば、認知症の人が安心して暮らせる地域づくり、国や自治体の本気で取り組めば国民の意識も変わるはずで、認知症への見方も偏見から理解へ、そして当事者を支えようと変わっていくと思います。

ともあれ、認知症の人がふえても継続的に安心して暮らせる共存社会の仕組みづくりが大切だと思います。低年金の高齢者に、医療機関や薬局で1カ月間支払いを窓口負担に上限を定める高齢者医療費制度。家計の負担をさらに軽減する、例えば入院、通院ともに窓口での立てかえ払いを不要にし、年間の自己負担額も上限を設け、高額医療、高額介護合算医療制度があると思いますので、高齢者に周知をしていただき指導していただきたいと思います。

10月の消費税引き上げに伴い、今年度から介護保険料が軽減されると聞いています。また、低年金の高齢者に対し、10月分の年金から、保険料を納めた期間に応じて最大年額6万円、月額5,000円を上乗せする年金生活者支援給付金が支給されると聞きますが、どうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、医療保険の高額療養費制度、それから介護保険と年間の自己負担額の合算、これに応じて判定されます高額療養費・高額介護合算療養費制度というものがあります。医療制度と介護保険制度が両方対象になってきますので、非常にややこしいといえますか、理解がなかなか難しい制度になっております。対象になりましたら支給をすることはもちろん、引き続き周知と制度理解に努めていきたいと考えております。

それから、消費税増税に伴いまして介護保険料の減額ですね。これについては、非課税世帯である第1段階から第3段階までを対象にして軽減を図ることとしております。第1段階の方については、既に実施しております。下がり幅がちょっと大きくなるというような制度になっております。

それから、年金生活者支援給付金ですね。こちらについても、消費税増税に合わせて実施するというような予定であるということをお聞きしております。月額5,000円を基準額に生活を支えるという年金連動型の給付金制度ということですが、請求することが必要です。12月までに請求してくださいということをお聞きしております。国の方もお案内しているようです。請求がおくれた場合には支給もおけると。その分、溯及して支給されるということはないということをお聞きしておりますので、周知に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 次に、2問目、介護、ひきこもり、孤立を防ぐ——孤独ですけれども。

さまざまな悩みを抱え困窮する人を支えるには、福祉や介護、子育てといったいろいろなことがあります。相談には、行政の縦割りを超えた総合的な支援が求められているが、解決策はまだ見つかっていない。そして一方、行政に対して、高齢者のひきこもりへの支援体制はまだ不十分だと思います。

長期化、高齢化し、ひきこもりの当事者と家族と悩みは切実で、複雑で、深刻なものばかりであります。しかも、着実に年老いていく当事者やその家族の声を踏まえた支援のあり方の検討、支援をしていただきたい。親の介護ならば高齢者福祉、ひきこもりの支援相談なら生活保護や精神保健、就労支援など相談は多岐にわたり内容も複雑だが、断らない支援を掲げて生活困窮者自立支援事業に力を注いでいただきたい。

そこで、行政の対応だけでは限界があるという問題には、地域のNPOの法人からの力をかりて、断らず解決策を探す中、行政の課内でも連携や地域との協力を求めて支援していただきたい。

ひきこもりの子どもは50代、その世話をする親は80代という8050問題、ひきこもりの高齢化、ひきこもりの長期化、親も子も高齢になることで、生活上の困窮や親亡き後の子どもの将来を案じる相談も増加していると思われま

す。今、ひきこもりの当事者や経験者、家族の支援の姿もあります。この集まりはひ老会（ひきこもりと老いを考える会）とあって、8050問題をひきこもり当事者が語り、考える会があちこちで取り組んでおられます。ある地域では、サポート会を立ち上げ、家族会同士の連携をしながら、行政と力を合わせ、ひきこもりについても地域で暮らし続けるような環境を整える地域があります。

また、ひとり暮らしの高齢者を守る。65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、自宅の鍵を預かり、緊急時に鍵を使って安否を確認する。また、近くに親族が住んでいない高齢者からは見守ってもらえるという安心感があります。鍵を預けたい希望者は社会福祉協議会に申し込み、民生委員など第三者の立ち会いのもとで社会福祉協議会の職員が本人の目の前で鍵を預かり、袋に入れて封印して預かります。様子がおかしいと連絡があったときに、関係のある協力員が鍵を使って家屋に入り安否を確認する。また、立ち入る際の判断基準を選定し、新聞や郵便物がポストにたまっている、洗濯物が何日も干したまま、異臭がするなどの状

況が続き、外から呼びかけても反応がない。そういった家屋に緊急連絡などで連絡しても利用者の状況確認がとれない場合があります。

そういったことで、安全確認を素早く行う鍵預かり事業を導入してはどうかお伺いいたします。ぜひとも、各支援機関、民生委員、社会福祉協議会とともに、行政の支援体制を強く思います。どうでしょうか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 今、議員さんご提示いただいた制度的な見守りとか鍵の預かりとかというのは、本町内にあるかどうかというのは、済みませんが、ちょっと把握しておりません。恐らく他地区での事例の提示かと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

現状として、永平寺町内の状況としましては、6月の一般質問でもちょっとお答えさせていただきましたけれども、当事者からのひきこもりに関するご相談というのはないです。家族であったり、それから民生委員さん、福祉委員さんからの提示というのはございます。それから、高齢者問題について相談を受けて、お宅へ行ってみるとひきこもりの件も絡んでいるというようなこともございました。例としてはございました。

現状としましては、相談内容は所管課のほう受け付けるようになります。その後、専門機関へつなぐということが現状の体制となっております。主にひきこもりということであれば、当然福祉保健課と保健センターで受け付けることとなりますが、ひきこもりのほか、状況によっては地域包括支援センターのほうへつなぐこともございますし、その後、地域包括の職員が定期的に訪問する、在介などと協力しながら支援をしていくというような状況になります。

現在、包括支援センターでは財源的な問題があります。予算的には全て介護保険からの財源になりますので、高齢者に特化した組織ということになってしまいますが、先ほど申し上げたとおり、高齢者と生活する若年者がひきこもりになっているということであれば、当然絡んで支援していくということになります。高齢者がかかわる世帯の課題ということで現実に対応するということがございます。

内容としましては、障がい者の場合、生活困窮者の場合、それから家族、家庭が抱える複合した課題ということになっておりますので、こういった事例は町内だけでもふえているという実感はございます。

その支援体制ですけれども、支える側と受ける側ということになっておりますし

たけれども、お暮らしになっている地域でも主体的に課題を把握するという、支え合い体制をつくるということについて、国と町としても体制づくりを進めています。

平成30年に実は社会福祉法が改正されております。重要な課題であるということの規定しております、県としても喫緊に取り組む課題であるということから、体制づくりを進めているわけですが、現実的にはどの市町村も、県内市町村も苦慮しているということです。

将来を見てもますますこういった問題はふえていくことは間違いございませんので、ご近所、自治会、それから民生委員、社協さん、それから、町内にはまだ対応するNPO法人はございませんけれども、こういった法人の設立、ボランティアさんなどが連携して体制づくりをしていくことが必要だなということは実感しております。子どもから高齢者、それから医療、介護、自殺対策、雇用、就労、各分野非常に広うございますけれども、こちらを総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員というものを配置して新たな体制づくりをしていくということ、情報収集を行いながら進めていきたいということを思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、最後の3問目に入ります。

高齢ドライバー、安全運転への支援。

高齢ドライバーによる重大な交通事故が相次ぐ中、免許証返納につなげるサービスが注目を集めています。今、家族で免許証を返納する家族会議がなされております。親子間で免許証返納が話題になると、危ないと言う子どもに、まだまだいけると言う親との感情的な言い争いになることが多いと考えられます。

具体的な数字を引き合いに話し合いができ、お互いに納得感が得られればよいのですが、高齢者に運転免許証自主返納を促すにも、マイカーなしの生活は困難であるという地域が多いです。私どもの地域でも車がないと、本当に今言う、買い物とか医療のほうの難民が多いです。実態にも目を向ける必要があると考えております。

今回、補正で、高齢ドライバーの操作ミスによる交通事故が相次ぐ中、町民が事故の加害者とならないような、アクセルとブレーキの踏み間違い防止装置の設置費用を一部補助するための予算を出されましたが、最近、移動手段として車

のかわりに電動車椅子を使う人もいらっしゃいます。今まで無事故無違反で運転には自信があった、年をとれば今までの自分では考えられないことが起きておりますと娘たちに説得され、車を手放した。不便さとてんびんにかけて安全を優先し、車を手放した後の日常生活の不便さを減らすために、今、電動車椅子で近場へ移動しています。

電動車椅子は、メーカー希望価格が1台大体45万ぐらいだと、期間限定でレンタル料が月約1万円ぐらいだろうと聞いております。

そこで、行政での支援、補助ができないかお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 電動車椅子への行政からの支援ということでございますけれども、まず電動車椅子につきましては、道路交通法上、歩行者として扱われておりまして、歩行者としての通行方法によるということが原則になります。時速6キロ以上は出せないというものになっております。

電動車椅子につきましては、その操作の簡単さから高齢者の移動手段ということで普及してきてはいるのかなとは思いますが、警察庁による利用者の実態調査では、今議員もおっしゃったように、近場といいますか、約6割が2キロ以内の近いところの移動ということで調査の実態として出ております。

そういうことで、比較的、家の周辺に出かけているということなんですけれども、一方では、そういう近場で利用する方でも、やはり交通事故によって死亡事故も発生しているというのが現状でございます。交通事故統計というのがあるんですけれども、それはこの電動車椅子で単独で起こした事故とか車椅子同士の事故というのは歩行者同士の事故になりますので、統計上は数字にあらわれてこないということもありまして、さらにもっと数字よりも多い死傷者がいるというふうにも言われているということも、この点もご理解いただきたいなというふうに思います。

高齢者の移動手段ということでは、電動車椅子というのは、安全にルールを守っていれば確かに便利な移動手段かもしれません。ただ、今、利用に当たってはどうしても、私、個人的にも見ていると、自動車と同じ感覚で利用されているというようなことも考えられるのかなというふうに思いますし、現状の道路環境ですとかいろいろ総合的に考えますと、現状で今、行政が電動車椅子に対する支援というのは、ちょっとそういう現状ではないなというふうに考えているところでございます。その点は十分ご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

では、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（江守 勲君） 次に、12番、酒井秀和君の質問を許します。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 今回、2問の質問を通告させていただきました。

早速伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1番目ですが、一般行政職員の増員をとということについて質問させていただきます。

働き方改革を進めるという話が各方面で取り上げられている中で、私も昨年12月に一般質問をさせていただきましたが、やはり町民満足度向上のためには、行政職員の満足度向上が急務であるとのこと。公務員が全体の奉仕者である前に一人の人であることの思いにかわるものはありません。ですので、今回は、数値をもとに当町職員の実態を把握し、改善に向けた行動を起こすべく、この質問の中で行政と議会の双方が気づきを生み出し、今後の方向性を見出し、改善を進めていくことを主眼として、当町職員が笑顔で健康に町政発展のために職務に従事できることを目的に、目線合わせと協力体制を構築させたいという思いで質問させていただきます。

まずは、実態把握から現状の問題点をあぶり出していきたいと思います。

各課及び個人の残業時間と公休、有休取得の実態は。

4月から6月における残業発生原因の主な要因は。

公休及び有休消化できなかった主な要因は。

昨年度と比較して第1・四半期の進捗はどうだったのか、お答えください。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、各課及び個人の残業時間と公休、有休取得の実態はということでございますけれども、計画より実績が上回っている課がほとんどでございます。その中で個人別に見ますと、残業時間が月に40時間を超える職員というのは全体の約2割となっております。

公休の取得率につきましては、取得率が全体の約87%となっております。有休取得の実績につきましては、1人当たりの平均取得日数が3日未満というよう

な実態でございます。

4月から6月における残業発生の主な要因ということでございますけれども、まず統一地方選挙とか参議院議員の選挙事務、あと町立在宅診療所の開設に向けた業務であるとか、個人住民税の課税計算業務、禅シンポジウム関連、年度当初の住民異動等の関係の業務、また企業会計を含む決算業務であったり災害対応、今回は大規模火災もあつたりとか、各種警報が発令されますと必ず担当職員が本庁に詰めるというような形になっております。

また、農林課で言いますと有害鳥獣ですとか転作の確認といったこと。農林課も建設課も、どうしても現業を抱える課におきましては、日中、現場対応によってどうしてもその内業といいますか設計業務というのは残業が強いられるというような形の傾向にあるという状況でございます。

また、公休及び有休消化ができなかった主な要因ということでございますけれども、公休が取得できなかった要因には、土日のイベントとかセミナーの開催、先ほども言いましたけれども、大雨警報の発令等各種警報による対応、これは土日も関係ありませんので。その他、さまざまな住民の皆様からの問い合わせに対する対応、例えば猿の出没ですとか熊の目撃情報あるいは道路の陥没の情報といったものがございます。

一方、有休が取得できなかった要因につきましては、これは個々人の事情によって取得状況がさまざまですので、要因については把握できていないというのが現状でございます。

昨年度と比較してどうだったかということでございますけれども、昨年度との比較につきましては、人事異動とか国体推進課の廃止といったことで状況の違いはございますけれども、残業時間につきましては、18所属のうち11の所属が削減されているという状況です。全体で約1,100時間の削減につながっております。

一方、公休、有休取得については、集計及び比較というものはできていないという実態でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私もある程度予測をしていた、残業の発生原因とかというのはあつたんですけれども、やはり突発的なものもあれば計画的に発生しているものもあるんじゃないかなというふうには感じております。

前年度比較をしても、18のうち11課が削減できているというところは良好なところではないのかなというふうには考えております。時間だけで見るとということにはなってしまうんですけども。

今回、私、資料を準備させていただいております。手元に各課、個人の……、個人はないですね。各課の本年度4月から6月、いわゆる第1・四半期の残業時間、公休、有休取得に関する資料を配付させていただいております。

各課担当された方には、お忙しいさなかにデータ作成でお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。理事者の皆様には、これからの質疑応答の中で問題点や改善案を共有して、今後の方向性を見出していただければ幸いです。

今後は、資料をもとに話を進めさせていただきます。

資料1をごらんいただきたいんですが、単純にデータをまとめたものなので机上の話です。現場のことが全くここには反映されていないのではないかなと思いますが、データだけで話をさせていただきます。

残業時間は、1日平均185時間発生しております。4月から6月の残業時間が1万948時間で、それを、4月から6月が91日間で、そのうち土日祝日が32日間で実務日が59日間と想定した場合に1日平均185時間という算出しております。1日平均185時間といいますと、大体1人162時間1カ月の勤務になるので、職員1人が毎月足りてないというふうな数字にはなるのかなというふうに思いますが……。

○総務課長（平林竜一君） それをさらに人数で割らなあかん。

○12番（酒井秀和君） はい。人数で割らなきゃいけないんですが、185時間というのは、1人が162時間働くというのと同数だなということです。

あと、見ていただきたいのは残業時間の予算と実績との差異なんですけど、予算が、皆さんの予算は4,100時間、100.9時間というところで、実績が1万947時間ということです。差異が6,846時間ありますよということで、計画段階で大分の大きいずれが発生していると。これが全て本当に予測できなかったのかなという、私はちょっと疑問かなというふうに感じます。

これを、予算にこれだけずれがあると、計画段階でどれだけのお金が必要かというのもこれだけずれているということになるので、そのあたりは、一般企業で私働いてきたことから考えるとちょっと考えにくいのかなというふうに思います。だから予算が適正ではなかったのではないかなというところは、データ上は

読み取れるというふうに思います。期間中のイベントとかを予測した上で今後は予算化していただきたいなというふうに思いますので、それをすることで本当に現状どれだけ人が必要かどうかというのが、各課のデータが見えてくるんではないかなと思います。

残業時間200時間を超えている方が、福祉保健課で3名、生涯学習課で1名、子育て支援課で1名いらっしゃいました。福祉保健課以外の2名については、業務の内容を把握していただいて平準化を検討していただいたほうがいいのかなというふうには思いました。福祉保健課以外と申しましたのは、福祉保健課では今回、町立在宅訪問診療所開設に向けた取り組みを多岐にわたって行われているということも鑑みると必要な残業であったのかなというふうに、データ上予測をしました。

慢性的に数値が悪化している課は人員不足が予測されますが、役割分担などを明確にして業務内容を精査し、人員の補充も考えるべきではないのかなというふうに思っております。

あと、仕事と休みのオンとオフがないのかなというのもちょっと心配にはなりました。メリハリをつけて、残業はするけれども公休は取得できているという方もデータの中では見受けられるんですけども、そうでない方もいらっしゃるのかなというふうに思いましたので、残業も多く公休も取得できていない方に関しては、メンタル的な部分もサポートが必要なのかなというふうに感じております。

一般的にこういったものを可視化していただくと、そういった方を、例えば、内容はさておきですが、土日のイベントのヘルプから外して、あなたは休みなさいというふうな指導も必要なのかなと。それを、周りへの影響とかもあると思うんですが、考えていただくといいのかなというふうなことを資料のところに書かせていただいております。

実際、こちらの私が今述べたデータ上の話については、データ上の話なんですけれども、以前、質問の中では、総務課長からは、大体中身に関しては全て総務課で管理されてますということでしたので、内容に関してはこちらには書いてないんですけども、それは間違いありません。総務課長、101万947時間分の内容は把握されているということで間違いありませんか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 毎日、大体午後4時ぐらいまでをめぐりに、各課から、きょう残業する職員の残業の内容とか職員の氏名とか、そういったものを出してい

ただいて把握しているところです。

ただ、その全てにおいて突発的な、先ほど言いました、熊が出没したとか、道路が陥没していてすぐに行かないといけない、水が噴き出している、いろんなことがございますので、全てということではないですけれども、おおむねそういった形で各課からの報告をいただいているという状況です。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

そうですね。私も実は先日、突発的な雨で、たまたま永平寺に行って帰り道、志比南分団車庫の前が、河川というかどぶ川が氾濫してて田んぼに流れ込んでてみたいな、道が冠水しているような状況があったので、本当はいいのかどうかかわからず、すぐ電話をして見てほしいということで対応していただいたんですけども、突発的にそういったことが日々起こるので、把握できないものもあるのかなというふうには感じております。

今ほども主な要因等を述べていただいたんですが、今回着目していただきたいのが、今の資料の中でも各課及び個人の残業時間の差。ちょっと私が出したのは課ごとで個人別ではないんですけども、個人別の資料をいただいた内容から、その残業時間の差と公休取得の実績の差について着目していただきたいなと思います。

4月から6月の3カ月だと、実労働日数、先ほど述べたように59日間、公休は32日取得、残業計画時間は1カ月48時間として、3カ月だと144時間ほどになります。あくまで基準です。机上論だけで見れば、今、総務課と福祉保健課はどの点で見ても異常値となっているので、多分、今後も改善は困難だろうなというふうに思っております。今ほど述べていただいたとおり、統一地方選挙や町立在宅訪問診療所の新設など多岐にわたってやらなきゃいけないことがありました。統一地方選挙においては、総務課職員が1週間前まで、1週間前から当日までは庁内の職員が従事したということでした。また、8月に新設した町立在宅訪問診療所に関しては、町民の理解を深めるために、職員が町内全地区に出向いて説明会を開催するなど、開催に向けた準備に担当課が奔走されたと聞いております。このように、どうしても職務内容により残業時間や公休取得に偏りが出てしまうのはやむなしのことと思います。

ただ、理事者の皆様には、残業発生が予測される原因について、やむなしのものも含め、なぜを3回繰り返してその要因をひもといていただきたい、改善に向

けた行動を起こしていただきたいと思います。その積み重ねが効率改善への糸口になるとと思いますので、可能かどうかはさておき、例えば夜間に地区説明会があると事前にわかっているのであれば、その分、担当者に関しては出勤時間をおくらせるとか、拘束時間は変わらないので好ましくはないですが、休憩時間を多目にとってあげるとかという方法もありなのかなというふうに思います。これに関しては、私が一般企業で残業対策で実際やってきたことで、プラスの面もありマイナスの面もあったので、それが本当に適正かどうかというところでは定かではないのかなというふうには思います。

とにかく、なぜというのを繰り返していただいて、先ほど先輩議員の質問にもありましたが、なぜそうなのか、なぜそうなのかというのを1回ではなく2回、3回繰り返すことで突き詰めていくと、実は原因がこれだったということが、もしかしたら読み取れるのかなというふうに思いますので、1回で終わらせずという意味でなぜを3回というふうにお問い合わせしたいなと思います。

幸いなことに、いただいた各課の資料には、今後の対策の欄に「組織体制をグループ制にして協力体制を図っています」とか、課によっては「残業がかさむ時期が過ぎたので、公休消化、有休消化を今後進めていきます」というような計画的な対策が記載されているところもありましたので、管理はできているなというふうを感じる点も見受けられました。ぜひそういった内容を庁内で共有していただいて、各課長が同じベクトルのもとに改善行動に努めていただけたらなと思っております。

一つお願いがあるとしたら、例えば、各課でいただいた資料のAを課長とした場合、課長が誰よりも頑張っているという課が6課ありました。異動1年目で覚えることもたくさんあるのだろうということは予測できますが、あくまで机上論の話で言えば、自分が頑張るのは楽なことです。管理できているのかという問いに対すると、実は疑問符ということになります。課長は、仕事を任せられる職員、仕事を頼める職員、仕事を協力してもらえる職員の育成を最優先に努めていただきたいと思います。課長が率先して現場に出向かなきゃいけないこともあると思うんですが、なるべくであれば課にとどまっていたらいいので、皆さんを指示、管理していただきたいなというふうに思います。それが一番効率が上がるんじゃないかなというふうに私は思っております。

今話した内容で、課内の協力体制の構築、あとは自分の課だけではなくて、隣接する課または庁内の課との協力体制の構築に尽力をしていただきたいなと思

ます。課長自身が異動等で課を離れたとしても、業務レベルを維持または伸ばすことができる職員の育成、後継者の育成に努めていただきたいと思います。

さて、今月9月は、第2・四半期最後の月になるわけですが、残りの第3・四半期、第4・四半期、この期間で残業、公休、有休を調整していく必要があります。その方向性を固めるのに大事な時期なんではないかなと思っております。上半期で圧迫した労働時間や未取得公休、有休の消化は下半期で調整せざるを得ません。計画的に消化するためにも確認をさせていただきます。

下半期、過度な残業発生が予測される事業は何でしょうか。

今後の計画から本庁全体の対策と方針があればお答えください。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 過度という表現が、それぞれ個人差があると思いますけれども、過度な残業ということは抜きにしまして、予測される主な業務ということになりますと、保健計画とか地域福祉計画、また都市計画マスタープランなどの計画策定業務があります。また、保育料の無償化事業とそれに伴います、関連する入園申請ですとか保育料の算定業務といったもの、また確定申告の事務、最近、豚コレラということが非常に問題視されておりますけれども、そういったことを含めた有害鳥獣事業のさらなる強化。あと、地区要望の中でも土地改良事業といますのは、例えば農業用排水路の改修工事といったものは田んぼの刈り入れが終わった後に工事が本格化するというのもございます。あと、また除雪作業、今後の降雪状況にもよりますけれども、除雪作業というのは一つ、その雪の降り方によって大きな、大切な業務にはなってきます。

そのほか、事業の進捗管理の中で短期間集中的に残業を行うというようなことも予測されるところでございます。

また、今後の計画から本庁の対策ということですが、下半期に限らず中長期的な計画としまして、RPAの導入ですとか業務の効率化、事務事業の見直しですね。廃止する事業がないのかといったようなことも含めまして事務分掌もさらに調整して、所属内で協力体制を確保するとか、十分その課の中で、所属の中で話し合いを行っていただいて、効率的な事務が推進できるようなことを、管理者会、いろいろな課長会等でも十分情報共有しながら進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 業務の効率化や職員の生産性の向上という観点から

ご答弁申し上げます。

今のような状況に対応するためには、今も申し上げましたとおり、業務の効率化、職員の生産性の向上を図ることが必須のこととなってきます。業務の効率化や生産性の向上といった課題を現実的かつ短期的に解決できる具体的な手段としてRPAという手法が、今、関心を集めているところでございます。

RPAとは、データの入力、出力、変換操作、各種検索調査など、パソコン相手の定型作業をソフトウェアに任せることで業務の効率化を図るものでございます。民間企業でも広く導入されており、近年、自治体でも大幅な業務時間の短縮が図られた事例も見受けられるものでございます。自治体の業務、特に市町村の業務には、大量のデータ処理を伴う定型的な繰り返し業務や、思考を伴わない単純業務が数多くあるので、RPAの導入は職員の生産性の向上や業務の効率化には大変有効的であると思われまます。

永平寺町でも、非常勤職員の賃金計算や有害鳥獣駆除に対する報償費支出及び県等への報告業務等について、RPAの導入に向けて、業者も交え今取り組んでいるところでございます。また、今年度は、タブレット端末の導入などにより、業務の効率化、ペーパーレス化、住民サービスの向上につながるものと思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

確かに今後予測される事業はというところでは、今、自然災害の話もありましたが、実はきのう、河合町長に地元に来ていただきまして防災講座も開いていただいて。これから台風とか、今回はたまたまそれでしたけれども、自然災害も多くなる時期なので、豪雪等も含め、残業に影響があることはあるのかなというふうにも思います。

今後の対策としてRPA等、タブレット導入等も検討していくということですので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。実際、本町の主力イベントは上半期でほぼ終了しているのかもしれませんが、下半期、今ほどの答弁をもとに調整を進めていただきたいと思っております。

今、本町が進めている職員の適正規模を図ることは大切なことですが、それにより過度な残業を強いることは望ましくないと私は思っております。私の要望は、各課、各個人の残業時間、公休取得、有休消化をそれぞれで可視化し、把握でき

るようにしていただきたい。その上で、各課がチームとして連携、協力体制をとっていただきたい。または、課長間の話し合いで、多能工できる人材を一時的にサポート人員として流動的に派遣するとか、非常勤職員の役割として日々の事務業務をするために、雇用時間と言ったら変、契約時間を1時から5時とか5時から20時とか、時間帯で対応するなどして、その事務業務がふえる時間帯に人を充てるなど、庁内適正化を図ってほしいなというふうに思っております。

次に、庁内職員の適正規模について確認したいと思います。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

ちょっと古い資料です。1年前のデータをもとに資料を作成したんですが、本町職員の適正規模の考え方、以前聞いておりますが、再度、確認のためお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 本町の職員の適正規模ということにつきましては、平成28年の4月に、245名という数字をもとに定員適正化計画というものをつくって職員の定員を管理してまいりました。そういった中で、その計画の中には支所を廃止するとかというような計画も盛り込まれた中で定員を削減していくというような計画でございました。

そういった中で、現実的にはそういった計画とか乖離している部分もございますし、自己都合で年度途中、年度末といたしますか、定年退職者以外の退職者も発生しているといったような事情もございます。そういった中で、令和2年4月1日におきましては、そういった諸事情を考慮した形での定員数を確保した中で、今の28年の4月につくった定員管理計画というのが来年、再来年、令和3年での一つのその適正な数字に持っていきたいなということで、今、採用計画等を組んでいるところでございます。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 永平寺町では、県内の町職員で唯一、消防職員を職員数に計上しております。ちなみに、県内市町で見ても、消防職を職員数に計上しているのは福井市、勝山市、大野市の3市です。

永平寺町は、ほかの3市と同様、単独で消防本部を抱えているため、消防職を職員数に加えているということですが、福井市の一般行政職員の同市全職員数に対する割合は55.98%、勝山市は59.86%、大野市に至っては64.78%で、永平寺町が44.13%で大きく下回っております。組織運営する他の

市町と比較しても、永平寺町が断トツに少ない状況です。

ただし、平成31年度は本町職員が121名ということで、49.0%まで回復しています。

この状況について、今の適正規模の計画も含め意図はありますか。目指している適正規模が本当に適正だと考えているのでしょうか。お答えください。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） その一般行政職の比率についてでございますけれども、この数字につきましては、今議員からお示しいただいた数字を分析しますと、行政職員数というのは、その中には、一般行政事務職員のほかに保健師とか栄養士、保育士、技能労務職も含めた形での数字だと思います。そういった数字の中で一般行政の職員の比率というのは、ほかの市町と比較した場合に、施設の運営方法ですとか公共施設の数あるいは学校給食の方法が永平寺町は自校方式でやっているというふうなこともございます。そういった形で、自治体の運営の状況がそれぞれに違いがございます。そういった中で、計算上、一般行政事務の職員数を割り返しするとそういう比率になったということで、特に意図はございません。

そういった中で、今目指している適正化ということでございますけれども、先ほどもちょっと述べましたけれども、令和2年4月1日付での職員予定数を今のところは247という数字を目標に置いております。先ほど言いました定年退職者以外の自己都合の職員の補充ですとか、各課から聞き取りを行いまして、それぞれの各課の業務量に合わせて不足する人数を確保するといったような形で、業務とのバランスを考えながら採用計画をこたしは立てております。

そういった中で、現時点では、その計画については適切であるというふうに判断しておりますし、適正かどうかということになりますと、今言った自己都合ですとか病気休暇ですとか、いろんな予測できないような事態に対して柔軟に対応できるというような、臨機応変に対応できるような体制というのが整っているということが一番望ましいと思いますけれども、やはり定員管理につきましては、来年度からスタートします会計年度任用職員制度といったようなものも今度新しく全国統一でスタートいたします。そういった中で中長期的な視点に立ちますと、やはりその一つは収支のバランスといったものも考えながら定員管理をしていくべきだなというふうに思っております。

これまでの定員管理の中で、5年前と比較しますと、常勤の職員数はかなり今年度は減っておりますけれども、その分を、今議員おっしゃったように、非常勤

の職員でカバーしているというふうな部分で、非常勤の職員に常勤の職員と同じような事務ということではないんですけれども、その部分を補充していただいているというようなことも含めて、その部分についてはちゃんと手当ををしているということで、その定員管理がいろんな事情で崩れてはきてますけれども、それはその都度その都度補充をしながら、業務に支障が出ないような形で進めてきているというような現状でございます。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 確かに課長がおっしゃるとおりで、見たデータが、永平寺町は事細かく書いてあるんです。ほかの市町は、実は一般行政職員でほかのところが空欄になっているという市町もありました。なので、100%私が言っていることはこうだとは言いきれない部分はあるかもしれませんが、今課長の答弁にもあったとおり、247名は適切な規模であるということで、適正かどうかはという話はあとありましたけれども、今、適切だというふうなお考えだということですね。

以前までの議会で職員を減らすことを目的とした質問が、もしかしたらあったかもしれません。ですけれども、情勢は刻々と変化しております。それは周知のことだと思います。

私も以前の職場では、管理する立場であったとき、売り上げや利益が下降傾向になった際は、会社の方向性としてまず取りかかるのが経費の節減、いわゆる人件費削減や光熱費等の節約でした。しかし、その結果どうなるか。人手が不足し、やるべき作業がやり切れない。従業員は残業でどんどん疲弊する。作業だけならまだしも、営業中の接客対応にも支障を来す。結局、売り上げは、よくて現状維持またはさらに下降。負のスパイラルに落ち込んでいくというのが私も経験したことです。確かに少数精鋭とか多能工とか、継続してできるのであれば聞こえは格好いいかもしれませんが、今の時代は、それらも含めて人員の適正規模を探り、職員の業務適正化を図る。その上で必要であれば、非常勤だけでなく常勤の職員を採用するなどして、全ての職員が健康的に、能動的に活躍できる体制をつくるのが望ましいのではないのでしょうか。

私なりに、資料1、2をもとに適正規模を算出しようとしたんですが、実際のところ、適正人員を探ることはできませんでした。やはり現場の人間ではないため、数字だけでは語れないというのが本音です。適正規模については、町長初め管理職の皆さんにお任せせざるを得ません。

しかし、一つだけ見えてくるものがあります。いかなる算出方法で見出そうとしても、現在の職員数以上の数値が算出をされます。私の見解は、さきに質問した残業、公休、有休との相互関係を考えてみても、現在の本町一般行政職員数は明らかに不足しているということです。最低でも7名は必要ではないかと、素人ながら感じております。

私からの提案です。各種計画あるかもしれませんが、長期計画等もあるかもしれませんが、時代に合わせた変化も必要かと思えます。本町一般行政職員数の適正規模を見直して、適正な人員配置のために必要な人員は採用していただきたい。その期間は、来年度予算及び採用に間に合うように取り組んでいただきたいということをご提案します。確かに令和3年には適正に向かって取り組むというお話もありましたけれども、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

先日、資料請求させていただいたときに、行政職員の有休は時間単位でも取得できると伺いました。私はそのとき、驚きを隠せませんでした。一般企業では余りない事例だったものです。与えられるべき有休が時間単位で取得できることは、時にメリットがあるかもしれませんが、本当に休めているのかは疑問で仕方ありません。その背景には、時間でしか休めない理由があるのではないのでしょうか根本的な人員不足など。

いま一度、前年踏襲した考え方を見直して、まずは長期計画を見直すことから始め、税収のトップラインを上げることや、先ほどありましたが、廃棄会議によって縮小またはやめる事業の選定を行うなど、さまざまな視点で職員が就業時間中に業務に取り組める環境を整えていただきたいと思えます。

また、これに関しては、町民の皆様にも理解していただきたい点があります。時代は変化しています。行政職員は全ての奉仕者ではありますが、一人の労働者でもあります。もちろん就業時間中は全体の奉仕者であることに変わりませんが、就業時間外においては、今まではそうだったとか、職員なら当然などという考え方は、働き方改革に逆行する考え方の一つになります。

職員が町民に対し笑顔で元気よく応対できる環境づくり、これこそ町民の皆様が、よい環境で誠心誠意ある対応を求めていくためにも必要なことであるとご理解をいただきまして、私の1問目の質問を終わります。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 済みません。1点、誤解があるといけないので、ちょっと答えさせていただきますけれども。

今ほど、有休が時間単位でとれるというようなお話がございました。

これは、職員の勤務時間、休暇に関する規則というのがありまして、それには1日単位、半日単位、1時間単位というふうに規則で定められております。といいますのは、やはり生活の中でどうしても、通院ですとか学校行事ですとか、いろいろな職員の事情によりまして1時間休みたいとか2時間休みたいというようなこともございますので、それは逆に柔軟な対応をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 職員の働き方改革については、次、休むことなく進めていかなければいけないなと思っております。

本当に今年度、昨年度の末に何人か、ちょっとやめられました。そしてその中でも総務課、いろいろ考えながら、実は町、いろんなところに派遣をしていますが引き揚げたり、ことしは県庁から職員来ていただいておりますが県庁への派遣はちょっととめさせていただいたり、いろいろやっております。やはりこの時代に合った計画、来年、いきなり7人というのはどうかはあれなんです、そういったこともしっかり変更もしていかなければいけないなと思いますし。

もう一つは、やはり今回も財政課と政策課と今ヒアリングがある中で、やめる事業、これはひょっとしたら行政がしなければいけないというふうに私たちが思い込んでいる事業、実はこれは違う事業というのは見直していく。先ほど言いました、なぜを3回って入れる。また、議会への対応も、もちろん議員の皆さんは住民の代表ですからいろいろな対応をさせていただきますが、これはちょっと違いますよとか、そういった凛とした対応というのもこれからしていかなければいけないなと思います。

それと、やはり行事ですよ。今回、禅シンポジウム、そして燈籠流し、商工観光課、また関係課、いつとき仕事になって本当に大変だったなというふうに思っております。こういった行事、イベントについても、しっかり継続してやっていくのか、この時期ならこの時期にずらしたほうがいいのか、そもそもそのイベントは本当に必要なイベントなのか。こういったこともこれから、来年度の予算の段階、そういった段階でしっかりやっていかなければいけないなと思うのと。

今、総務課がどんどん各課管理をして残業を少なく、数字にもあらわれてきておりますが、出ております。ただ、まだ本当に、先ほど見える化と言いましたが、関係各課が同じ基準で残業をとっているのか、同じ基準で休みをとつ

ているのか、そういったこともしっかりと見える化といたしますか、決め事をしっかりしてやっていくということも大事だなというふうに思っております。

これ、がらっと、今言って来年はすかっとなるかという、なりたいんですけど少しずつという、少しずつ大胆に変えていくというのも大事で、右肩上がりでもよくしていくというふうにしっかりしていきたいと思いますので、これからはいろんな角度でのご指導よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時15分 休憩）

---

（午後 1時15分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 次に、2つ目の質問、交流人口拡大！その施策はに移ります。

今年度7月、永平寺門前再構築プロジェクトが完了し、本町でもその完成を祝って禅シンポジウムを大々的に開催しました。私としましても、町外、県外、国外へのアピールの場になったのだろうと一つの区切りとして満足しております。区切りと申しましたのは、禅シンポジウムが第2ステージへのスタートであったと考えるからです。

禅シンポジウムでは、令和時代の永平寺町のまちづくりについてパネルディスカッションも行われましたが、これを踏まえて本町の進むべき道筋をどのように考えているのか確認したいと思います。

時間は余りないです。北陸新幹線の延伸や中部縦貫道路の開通など、もう3年以降には交通の便が改善されていきます。その中で時間がないというふうに申しましたのは、その年にできても意味がないというふうなことを私自身が考えるからです。まだスタート時点での構想かもしれませんが、4点についてお答えいただきたいと思います。

禅シンポジウムから何を学んだのか。当町が考える永平寺町発展に向けた期限は。禅シンポジウムで永平寺町の未来予想図は描けたか。永平寺町の交流人口最大目標値は、その重要施策は。お願いします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） まず、今ご質問いただきました禅シンポジウムから

何を学んだのかということでお答えさせていただきたいと思います。

7月に禅からZENへ令和時代の新しいまちづくりを考えるとということで、国土計画協会の伊藤滋先生の特別講演、それと福井県立大学長である進士五十八先生、大本山永平寺の小林昌道監院老師、福井県経営者協会の前田会長様をお招きしてパネルディスカッションをさせていただきました。多くのお客様に来ていただけたことをまことにありがたかったです。

今回のパネルディスカッションでございますけれども、やはり永平寺門前で進めてきた整備事業の完成を一つの節目として今回このようなものを開催させていただきました。これはこれからの町としてまちづくりにつきまして、町はもちろんでございますけれども、やはり町民の方を初めとして多くの方にいろいろ知っていただきたい、学んでいただきたいという思いでこうした場を、機会を提供させていただいたものでございます。

永平寺町にはシンポジウムでも一番の話題になりました大本山永平寺という歴史的、文化的資源がございます。また一方では、福井大学や福井県立大学といった学術資源もございまして、学園都市としての機能を有した町であると。

今おっしゃったように何を学んだかのご質問でございますけれども、今回のシンポジウムでは、大本山永平寺という資源を生かしたこれからのまちづくりをどうあるべきかということのパネラーの方からいろんな角度からご意見をいただきました。

進士先生からは、禅境、禅の里といったまちづくり、いわゆる景観に配慮した、これから観光において大本山永平寺という資源を核としてその周辺の環境や景観、デザインについて配慮することが誘客につながるであろうといったこともいただいております。

ただ、町としては、今、自動走行運転であるとか、MaaSであるとか、IoTを活用したこれからの高齢化社会に向けた取り組みも今実際行っていると。我私としましては、こうした町の文明と申しますか、取り組みとやはり大本山永平寺という大きい資源を持つ文化をこれから町としてどうやっていくかというきっかけづくりをまずいただいたというふうに今考えるところでございます。

当町が考える永平寺町発展に向けた期限はということでございますけれども、期限というものは特段設けてございません。ただ、やはり交流人口拡大という観光誘客という点では、北陸新幹線が敦賀延伸される2023年春、また中部縦貫自動車道の開通といったのが一つの節目となると思っていますので、今から3年

から4年が一つの節目とした期限になるというふうに思っています。

禅シンポジウムで未来予想図ということでございます。

これは、禅シンポジウムは一つの再構築のプロジェクトが完成したということで、これからのまちづくりについて本当に皆様方に考えていただきたい。私どもも考えさせていただきますけれども、町民の方、また県内の方、県外の方、多くの方に考えていただきたいということで開催させていただきました。

特別講演やパネルディスカッションをさせていただいた中でいろんなご意見いただいたこと、それと当日アンケートをさせていただきまして、約300名の方からいろんなご意見をいただいております。こうした内容につきましても、今私どもとしてもどういったご意見があったのか分析させていただきながら、そうした貴重なご意見をこれからの本当にまちづくり、未来予想図のために参考にさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っています。

4つ目も今言えばよろしいのでしょうか。

交流人口拡大ということでございます。

まず、交流人口の拡大という面で商工観光課としてのことでございますけれども、やはり当町には先ほどから述べております大本山永平寺という歴史的、文化的に恵まれた資源がございます。ただ、こうした観光される方という方も十人十色でございます。例えば建築物であるとか観光地を一回見たらもういいわという方も中にはいらっしゃる。

やっぱり一番その交流人口の拡大につながるの何かといえば、観光リピーターをどうしていくかということが一番大きな課題だと思っております。

今回、禅シンポジウムをさせていただいたときに、パネルディスカッション等もさせていただきましたけれども、その日以降におきましてもいろんな交流体験プログラムというのをさせていただきました。また、ほかの課で担当させていただいてまだ終わっていないやつもございますけれども、町内でいろんな体験をしていただいて、特に小学生のプログラミングにつきましては多くのお子さんに参加していただいたと。

この体験の中で門前観光協会におきましても一文字写経といったものの取り組みをさせていただきました。

やはりこうしたリピーターをふやすためにどういった取り組みをしていくか。やはりそれは町だけではなく、地元の方を含めて考えていく必要があると思っております。地元の方の協力、そして連携をとっていきながら、少なくともそう

した永平寺に来れば何かおもしろいことあるよといったものを見つけ出していき  
たいなというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 交流人口の拡大について、一般的に観光資源等有  
力な手段になろうかと思いますが、あらゆる角度から図っていくというようなこ  
とから、総合政策課が実施している事業での交流人口もしくは関係人口の拡大に  
ついて申し上げたいと思います。

まず、自動走行の実証実験関係でございますが、視察等により、これまで72  
0名余の方が永平寺町を訪れてございます。中にはカリフォルニア州のコントラ  
コスタ郡の事務局長、ランディ・イワサキ氏、あるいは経済産業省政務官、滝波  
宏文氏、専修大学、中村教授、東京大学先端科学技術研究センターの神崎所長ほ  
か5人の教授方、内閣府戦略的イノベーション創造プログラムの大学教授等有識  
者12名、筑波大学の石田教授など社会的影響力の多い方も数多く見えられてま  
すことから、各方面へ永平寺町の取り組みが広がることによりまして、今後、さ  
らなる交流人口や関係人口の増加につながるものと期待しているものでございま  
す。

そのほかといたしまして、企業関係でトヨタ自動車株式会社、日産自動車株式  
会社、本田技研工業株式会社、ヤマハ発動機株式会社など自動車メーカーを初め  
とし、パナソニック株式会社、株式会社野村総合研究所、株式会社損保ジャパン、  
中日本高速道路株式会社など20の企業が視察に見えられました。

また、中央官庁では、経済産業省、国土交通省、内閣府、内閣官房、参議院法  
制局など20回に上る視察を受け入れたところでございます。

その他、自治体関係では、各自治体の首長あるいは都道府県議会議員、市町村  
議会議員、自治体職員など17回、その他の民間団体関係では商工会議所や観光  
協会など8回の視察を受け入れたものでございます。

また、Ma a S会議関係では、株式会社本田技術研究所、ヤマハ発動機株式会  
社、ヤマト運輸株式会社、中日本高速道路株式会社、日本郵便株式会社など96  
の企業団体から延べ163名のご参加をいただいたものでございます。

I o T推進ラボ関係では、4回の勉強会、1回のセミナーで27の企業と10  
0名余の参加者がございました。

また、企業誘致関係では、その従業員は交流人口と数えることができることか

ら、太田木材株式会社で約60余名、株式会社日本工一・エム・シーで約90名の交流人口の増加を見たこととなります。

交流人口、関係人口の増加を図る施策として、総務省の採択を受けましたシェアリングエコノミー推進事業に取り組んでいるところでございます。早稲田大学、立命館大学の研究室の学生たちの協力を得ながら、永平寺町ならではの体験を体験型観光商品として紹介し、インターネット上のマッチングサイトに掲載して全世界に情報発信することにより、交流人口あるいは関係人口の増加を図りたいと考えているところでございます。

早稲田大学の学生は4年前から、立命館大学は今年度から約10名程度、5日間ぐらい永平寺町に滞在し、地域の方々のご協力をいただきながら研究活動を行っているところでございます。特に今年度はシェアリングエコノミー事業のために毎月来訪しているというような状況でございます。

この早稲田大学、立命館大学の学生たちや教授、准教授も、これも立派な関係人口に該当するものと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。

今、禅シンポジウムのパネルディスカッションでは河合町長も前向きな叱咤激励をたくさん受けられておりましたけれども、本当に今課長からもありましてとおり、さまざまな視点で取り組んでいくと。目的は交流人口、関係人口の拡大というところで、今おっしゃっていた自動走行やシェアリングエコノミーであったりとかというところも一つのツールとしてしっかり今後も広げていっていただきたいなと思っております。

私の質問に関しましては、まだやっぱり明確な方向性というのがまだ見えてこないんだろうなというのは感じますので、ぜひこれからしっかりと準備を進めていっていただきたいなと思っております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 禅シンポジウムを踏まえて、一番感じたこと、また今までよく言われてたことがよく情報発信を、情報発信をと言います。どんどん3カ国語で発信したりするんですが、実際発信をして訪れたときにその発信を見て訪れた人が、ひょっとしたらパンフレットでは英語で案内してたのが、ここに来たら全然英語で案内してない。歴史とか文化をうたっているのに来たら町並みが全然歴

史とか文化を感じなくて、何か近代的になっていて、そういうもう一度本物、この禅とか、こういった永平寺町らしい本物、こういったものをしっかりと、もちろん、その節目節目というのがあって、そこに目がけていかなければいけない。

また、世の中みんなインバウンドで取り組んでいるでおくれないという気持ちもあるんですが、やはりじっくりとこの本物を磨いていくことこそずっと将来続いていくというか、そういったことになるのかなというのをここで気づかせていただいたなというふうに思っています、もう一回そういった点で未来予想図とか、じゃどういふふうに永平寺町らしさをつなげていくのか。

今結構みんな反省しているんです、観光地。昭和の観光ブームでどこの観光地も一緒になった。ひょっとしたら、今度、あのときのインバウンドの観光地、日本中どこ行っても一緒になって、また何年か後に反省するのではなしに、今私たちは気づかせていただいたことを未来予想図に落とし込んでしっかりやっていくということも大事かなと思っていますので、またよろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

私から一つ提案で、私、一応こんな体ですが体育会系でして、交流人口の拡大の一つになればなというふうに思っております、昨年、国体も行われたことで、その国体レガシーを生かす点で一つ提案があります。

永平寺町には福井県下においてここにしかないものがあります。周知のことと思いますが、福井県にはフルマラソンの大会や国内プロリーグに参加しているチームがありません。その福井県において、国内トップリーグで戦っているチームが2つだけ、そのうちのひとつが永平寺町の北陸電力ブルーサンダーハンドボールチームです。

永平寺町の小中学校にハンドボール部はないですが、国体が開催されたことや、再来年、インターハイの会場に予定されるなど、今やハンドボールの町と言っても過言ではありません。

また、ハンドボールはバスケットボール経験者も多く、もともとバスケットボールの町として有名な永平寺町の子どもたちにとってもスポーツの視野、選択肢が広がる要因にもなり得ると考えております。ただ、問題なのはこれを生かし切れていないということです。

生かし方のイメージですが、チームと地域が支え合って盛り上げていくということが必要だと思います。事例で言うと、バスケットボールBリーグの千葉ジェ

ッツ、テレビの例で言いますと、きのうも私見ておりましたが、ラグビーの「ノースサイドゲーム」でしょうか。この場で出すにはテレビの話題などは余りにも稚拙な例だと思われるかもしれませんが、実はこういうのが単純明快で必要なものなんだと私は感じております。

私が以前働いていたスポーツ店でこんなステートメントがありました。「スポーツに国境はない」「スポーツに感動できる人がたくさん住む国の未来は明るい」。私もまさしくそのとおりだと思っております。

先日も北陸電力フレア体育館でホームゲームが開催されました。丸岡R U C Kフットサルとハンドボールの融合を試みたり、今後はリーグ戦期間中に小学生向けのハンドボール教室を開いたり、松岡中のブラスバンド部に演奏を依頼するなど、あらゆる角度からファン層の拡大や認知度向上を。そして、何よりスポーツを楽しむ企画に地元を巻き込んで前向きに取り組まれています。

今はまだ恋愛で言うところの片思いの状態です。地元で定着できているとは言いきれませんが、今後町内の行事、例えば町民文化祭や先日の九頭竜フェスティバルなどさまざまな企画イベントへの選手の参加を促したりして地元のファンの心をつかむことができれば、次のステップとして県内波及へのつながりも見えてくると考えております。

ファン層の拡大だけでなく、ユニフォームなどを地元でつくることによる商業発展や選手が永平寺町内で働く環境づくりが整えば、定住人口増加につながる可能性もあります。

時間は少しかかるかもしれませんが、将来的に交流人口の拡大やハンドボールの町として永平寺町の誇りとして県内唯一のトップリーグで活躍するチームが地元で根づく可能性を十分に感じております。

国体レガシーとして生涯学習課を、交流人口拡大として商工観光課を、国内への波及として総務課を通じて積極的にアプローチしていただきたいと思っております。

本当に一例ですが、北陸電力ブルーサンダーをふるさと観光大使に任命し、リーグ戦の開催地で永平寺町やSHO J I Nブランド、ふるさと納税のアピールをしてもらうこと。

先ほども述べましたが、町内のイベントや県内のイベントに働きかけてチームを地域密着型化し、ファン層の拡大や選手の発掘につなげること。町内産業に協力を促すことや町内で勤務できる環境づくりから定住化させることでお互いがウイン・ウインの関係にもなれるのではないかと思います。

交流人口の拡大を目指すには観光資源を生かすことも必要ですが、先ほども課長からありましたとおり、それだけではなく、あらゆる角度へ視野を広げて検討すべきだと考えております。そのうち、私が提案するのがスポーツです。

先日、河合町長からのお話にも出たように、禅シンポジウムをスタートとして明確な目標のもとで目標達成に向けた取り組みを関連する全ての課が当事者意識を持って企画、計画、実行していただきたいと思います。

今回は近い将来、令和元年の禅シンポジウムが成功だったと全ての町民が思えるように期待を込めてこの質問をさせていただきました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） ご意見ありがとうございます。

昨年の福井国体ではハンドボールが本町で行われたということで、国体レガシーを生かす観点から、また日本のトップチームが地元にあるというふうな利点を生かすことは、社会体育の振興のみならず、さまざまな点において重要かつ有効であると考えております。

北電のチームは、先ほど議員おっしゃったように、いろんな取り組みを今されていて、地域密着というふうなチームになりたいというふうな思いがひしひしと伝わってくるなというふうに思っております。

本町としても北電さんらとかにお願いをしながら、ハンドボール教室、それからそこからクラブチームに発展するというふうなことも含めて社会体育の振興につながるように、また町の活力向上などにもつながるように相互協力を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 今の課長の答弁に補足させていただきます。

実は、8月19日に本町のスポーツ推進審議会、これは国体のレガシー、スポーツ振興、永平寺町の社会体育の振興をさらに充実させたいという意味で学識経験者並びに各種団体の15名の方を委嘱して、今後、今議員が話しされましたハンドボールも含めて、今後どのように振興していくかというふうなことを2年間かけて検討していきたいと思っておりますので。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 国内波及へのアプローチという点で総務課としてのアプ

ローチの仕方というのをちょっとお答えさせていただきますと、例えばチームが県外でのリーグ戦なんかに行く場合に、ふるさと納税のパンフレットをその県外の方に配布していただいて、チームの応援と同時に、永平寺町も応援していただくとか、これも例えばですけれども、チームのサイン入りのボールとかユニフォームをふるさと納税の返礼品としてご協力いただけるのであれば、そういったものも返礼品の中に加えさせていただいて、国内の波及につなげていきたいというふうに思います。

当然、企業側と十分協議をしていかないといけないとは思いますが、いろんなことから、話し合いの中で工夫してできることがあれば、そういった形で実行につなげていければ、まさにその関係人口をふやすきっかけになるんじゃないかなと。国内波及につながるのじゃないかなというふうに考えますので、今後もそういった形で進めていければというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 河合町長

○町長（河合永充君） 先日、このブルーサンダーの皆さんが役場の前で職員の皆さんに応援に来てくださいという、仕事始まる前にチラシを分けてくれました。この後、学校も行った。学校まで行ってないんですか。行って、僕もそれいただきまして、やっぱり行かなあかんと思って見に行きました。もちろん、フレアでやりますので、そのときは福岡のチームとの試合で、前にはフットサル、R U C Kって丸岡で今結構坂井市を挙げて応援している女子フットサルのチームのみんなが来て、休憩時間には「いいのお いいなあ」が流れて、永平寺町全面押しの何かそういう雰囲気やってくれていて、また来月は松中の生徒がハーフタイムとか、そういったときにやって、これからどんどんどん地域密着でやっていきたいというお話も聞いて、本当に心強いなと、うれしいなというふうに思いました。

また、選手の中も、実は永平寺町に住所を置いている方が何人もいまして、パートナーを探しているんだといういろいろな、まるでお見合い事業とかやっているんやったらどんどん参加したいとか、そういった結構地元の皆さんと密着しているのもあるのかなとも感じましたし。

もう一つうれしかったのは、やっぱり国体で役場の職員さんが物すごく何かファンになって最前列で応援しているんですね。それも何か本当に国体やってよかったなって思いますし、ブルーサンダーの皆さんがどんどんどん永平寺町を押ししていきたい。そして、地元の皆さんに応援してもらいたいという気持ちがあ

りますので、ぜひお互いが本当にいい関係になれるようになっていけばいいなと思います。

先ほど言っていました「ノーサイド」のドラマ、テレビ番組の話をここでするの  
もどうか。選手と地元の子どもたちとかいろいろ教えたりしてて、純粹にいいな  
と思ってたのが、実は私たちの町にもそういったチームがあつて、全国で誇れる  
チームがあるということで、何とかウイン・ウインになればいいなと思ってい  
ますので、またいろいろよろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 一人で先走って勝手に終わって済みませんでした。

以上で質問終わります。

○議長（江守 勲君） 次に、9番、長岡君の質問を許します。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 9番、長岡千恵子です。

いつもは大体1番か2番、トップバッターか2番目ぐらいの質問をここ何回か  
続けてさせていただきましたものですから、今回はちょっと趣向を変えましてと  
思いまして、予測ではあしたの朝の1番、これを狙ったつもりで、実は31日の  
日に、それも夕方というか、午後からの3時半ぐらいにメールとそれからJ-motto  
を使いまして議会事務局のほうに提出させていただきまして、まあまあ何とい  
ましようか、その辺狙いだからまあまあ十分行けるだろうと思って9月2日を迎  
えたわけなんですけど、何とこれがまた、3人はちょうど受け付けの日に出てらっ  
しゃったのは知ってるんですけども、4番目と、全然憶測が誤ってしまっ  
てどうしようかというふうに思います。

なおかつ、今回はこの一番皆さん方、私たちも含めてですけど、睡魔が襲っ  
てくる時間帯がぴったしと当たってしまいましたので、何とかしてこの時間帯をク  
リアして頑張って質問させていただきたいというふうに思っております。

今回は、特に直接町民の皆様に関係のある事項、特に子育てや子どもたちの生  
活に関する事。幼児教育無償化の内容は、それから幼稚園・幼児園の再編の展  
望、そしてことしの夏休みですけれども、プールの利用が余りされなかった、で  
きなかつたということについて3問通告させていただきました。

これからの開始される事業もございますので、町民の皆様にも勉強不足の私に  
もよくわかるようにと思っております。できるだけ、細かいことで面倒くさいと  
思われるかもわかりませんが、細かいこともお伺いしていきたいと思いま

すので、町民の皆様にもご理解いただけるように、わかりやすい言葉でご答弁いただけたらというふうに思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初の質問であります幼児教育無償化の内容はについてから始めさせていただきます。

幼児教育無償化の財源は、消費税増税分を充てるというふうに新聞紙上を使いましてマスコミ等からも聞き及んでいるところがございますが、国からはどの程度のお金が交付されてくるのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 国からのどれだけ交付かということでございますが。

まず、本町のことを申し上げますと、本町の保育園、幼稚園、幼稚園については公立で運営しているということから、この国の財政支援につきましては普通交付税の基準財政需要額に算入されて、普通交付税の中で措置されるというふうになります。普通交付税基準財政需要額の算式のほうはまだ承知はしておりませんが、国が示しています公定価格を基準に算出されるものというふうに考えています。

普通交付税に算入ということでございますので、どの程度交付されるかということについては明確な額についてお示しすることはかなり難しいかなというふうに考えています。

ただし、永平寺の児童で町外の私立幼稚園や私立保育園、こども園等に入園している、いわゆる広域入所が入園している児童の分につきましては、国が2分の1、県4分の1、合わせて4分の3の財政支援負担金がございます。

この幼児教育無償化につきましては、消費税分を充てるということになっておりますが、地方の負担もあるということだけ申し上げておきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 一応私もこの『幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要』という、こういうのを一応、一応勉強したつもりなんですけれども、正直に言います。ようわからないのが実態です。

それで、今課長が申されましたように、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というこれは、私立の幼稚園に対してはそういう負担があるって聞いたんですよね。聞いたんですけれども、さきの答弁によりますと、町は普通交付金でやっちゃうんで金額もわからないし、その負担比率もわからないということが実

態なんですかね。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 今議員さんがお持ちの資料は、恐らく国が示した資料だと思いますが、その中の財政負担の割合でございまして、私立についてを今おっしゃったように2分の1、4分の1、4分の1ですよね。国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1。公立の場合には、市町村が10分の10という割り当てです。この10分の10につまましての地方負担分、永平寺町の負担分については全額普通交付税で措置をするというふうな制度でございませう。

○町長（河合永光君） 10分の10交付税で？

○子育て支援課長（吉川貞夫君） いや、地方負担額が10分の10は永平寺町が負担をして、その負担分については普通交付税の基準財政需要額に算入するというふうなことでございます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） いや、多分、今聞いてらっしゃった方、何じゃこりやっとなったというのが本音でないかなと思います。恐らくは、これに書いてあるのを見ますと、公立の幼稚園に関しましては10分の10が市町が負担すると。負担する割合は10分の10市町が負担しますよと。ただし、その負担に対しての国からの交付金額については10分の10でないかもしれないし、10分の10かもしれないし、市町村が幾らか持たないといけないかもしれないというのが実態ではないか。明確にされてないのが国の資料でも、多分課長答えるのに困ったやろうなと思うんですけど、明確にされてないのが実態であろうというふうに思うんですよ。いかがですか、違います？

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 私先ほど明確な額をお示しできないというふうに言いましたが、これは普通交付税の制度的なものの考え方に立つというふうに思います。あくまで私が申し上げましたのは、この負担額については基準財政需要額に算入させていただくというふうにお話ししました。

交付税といいますのが需要額と収入額の差が交付税ということになりますので、そういう感じからいきますと需要額が幾ら、収入額幾ら、これはまず変動されるものでありますし、算式も毎年補正係数が変わったりするということがあります。

そういう点で、より無償化に対して幾ら来てるというようなところについては明確な額をお示しできないということが私の今の答弁のことでございます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） まあ幾らかか金額は明確ではないかもわかりませんが、幾らかは国が負担してくださるのだからなというふうに思っております。

ただ、ここで思っているんですけど、幼児教育料や保育料というがは多分市町によっても金額違ってきますよね。今まで過去に町長は、永平寺町は子育てに優しい町で、保育料は県下で一番安い。下のほうから数えて、安いほうから数えて優位なところにあるんですよということを多分前面に押し出しておっしゃってきたと私は意識してるんですけども、その保育料なんですけれども、当然ですけど市町によっても異なりますし、公立、私立によっても異なってます。

国の交付金に今回無償になる幼児教育料や保育料というのは、料金そのものがこの市町は幾らだからということが加味されてるのかどうかというのちょっと知りたいなと思っていました。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 議員仰せのとおり、保育料につきましては福井県のみならず、全国でも市町で差があります。保育の決定は市町がするとなっております。

永平寺町のことを申し上げますと、本町は公立の園でございますので、全額町が負担するなり、その負担分を交付税で措置することになっているということで、国や県の負担はございません。

今言う保育料につきましても、うちの場合は交付税措置ですので地方負担分が全額基準財政需要額に算入されるということでございますから、基本的にはこれまでもらっていた保育料がなくなる分については全て基準財政需要額に算入されるというふうな理解をしております。

ただ、先ほどちょっと一応お話ししました国が2分の1とか県が4分の1とかという、いわゆる民営化とかそういう施設につきましてはそういう負担がございます。それにつきましても、基本的に保育料に係る分は無償化の分は国が負担をする。国が2分の1、県が4分の1、市町が4分の1持つという形になりますが、そこに保育料につきましては、そのもともとの算式の中で市町の保育料を基準としてでなくって、国が定めます保育料を基準にして負担割合を定めていたという例がございますので、その点から加味しますと無償化分についての財政支援につ

きましては各市町の保育料が加味されるということではなくって、国の持っている保育の基準額をもって無償化も対応するんでないかと。これはうちは公立しか持ってないので、まだこれは明確に調べてませんが、そうでないかなというふうな予想をしています。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） わかりました。

なぜそんなことを聞くかといいますと、保育料が当然私立ですと、本町で言えば3歳以上大体1万6,500円が保育料になっていたと思うんですけども、私立ですと2万3,000円とか2万5,000円とか、いろんな金額があると思うんですよ。それによって基準額というのはもちろん国で決まっていると思いますけれども、それを基準額じゃなくて、その幼稚園、その市町の幼稚園の保育料あるいは私立の幼稚園の保育料に合わせての交付額ということになると非常にこれ不公平感があるなというふうに思ったんですね。

親にしてみれば、保護者からしてみれば無償だから、高くっても無償ですよというのになるかもしれませんが、その無償化された中にはいろんなものが含まれている可能性があるとは私は考えてたんです。例えば教材費が含まれてたりとか、特別な教育の費用が含まれてたりとかっていうのが私立幼稚園の場合はあろうかと思ったんで、そういうようなのも見るとえらい不公平やなと。

永平寺町は一生懸命保育士さんのお給料もあんまり高うせんとか非常勤を使っても保育料が上がらないように、そして保護者の皆さんがうまく利用して自分たちの時間働きに行くなりとか、介護するなりとかっていうことができるようにと思って抑えてきた部分が、逆にあだになってしまうようなことになってはいかんと考えたので、ちょっとその点について触れさせていただきました。国の基準額でいくんでしたらそれはそれで一安心だというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず、濟いませぬ。うちは公立しか持っていません。その中での財政負担というふうな、財政支援ということを私のほうは理解しています。

国の説明会等を聞きに行きましても、無償化分につきまして国と県と市町の財政負担分をお話ありました。うちも広域入所関係で町外に行ってる子どもなんかの私立なんかの負担金はもらいますが、それもそのうちの保育料ではなくって、国庫基準の保育料をもってその差額分というかな、これの差額分について負担金

をもらっている。いわゆる国庫基準については無償化も対象というふうに話していただきましたので、そういうふうに話しさせてもらいました。

ただ、うちが公立ではないとは言いつつも、そういう負担割合についてはやはりしっかり我々も情報をつかんでしっかり勉強しなきゃいけないなっていうような、今議員さんの質問を受けてきましたので、再度、そのところは調査していきたいというふうには思っております。

不公平感というような話もございましたが、たしか平成15年か16年あたりの三位一体の改革で、それまでは永平寺町公立といえども補助金がありました。運営にも補助金ありました。それが一般財源化されたということで、交付税措置になったということあります。

不公平という言葉が適切かどうかわかりませんが、我々も永平寺町もしっかり公立でこれまで頑張ってきた中で一般財源化されているということに関しては、財政措置はあるとは言いながらも、やはり民間と比べるともうちょっと支援が欲しいなというのは本音であります。これも国の制度でございますので、その中でいかにうちのほうも運営していくかということを考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ずっと永平寺町、先ほどありましたように1万7,000円弱でずっとやってきました。実はこれは基準額がありまして、町が永平寺町が子育てをしやすい環境ということで負担をしてそんなに高くならないように町単でそういう人を支援してきた。子育てを支援してきた。今回は一律もう日本中無償化にしましょうということで、公立であれば交付税措置で、私立であれば補助という形でやっていくとなります。

先ほどからちょっと交付税措置、ちょっとうっとなってますのも、これは100%国が見ますよと言われても、交付税の場合は総枠がありますので、いろんな計算式で交付税というのは決まってきます。今回、ほかの部分もあって、総枠で減ってくるとどうしても10%入ってくる計算、100%入ってくる計算になっていてもちょっとそれをというのはいよいよこれから国の財政とか、そういったものもあるので、合併特例のそういったものも今7割は負担返ってきていますけど、総枠はどうなる。それは国の財政の話にもなりますが、そこを信用できないと財政計画も組めないというのがありますが、ただ、そういった国のいろいろな財政状況も考えながら、町の財政も組んでいっているということですよ。

ということをお願いします。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

国からお金が幾ら来るか、これはもう正直言って来てみないとわからんし、来たところでわからんのでないかなと。ただ、来ているだろうというふうに信用するしかないなって私も思っていますし、きっと来るだろうというふうに思っています。そうしなかったら、国が国民に対して言ってることがまるっきりうそになってしまうので、そんなばかなことは多分しないだろうというふうに思っております。

ここから先はもう直接今度はお国のことではなくて、町民の皆さんに関係のあることをちょっと幾つか質問させていただきたいと思います。

町内の幼稚園、幼児園の給食費、給食の副食費なんですけれども、今口座引き落としの手続というのが用紙を配って始まっております。ですけれども、今までは保育料というのは町に納入していたというふうに思っておりますが、副食費だけになると、この国の資料では各施設への納入というのが記されておりました。そのために会計システムの改修が必要というふうに聞いたんですけれども、本町では会計システムの改修というのはやっぱり必要なんでしょうか。それとも今までのとおり、各施設に給食費を納めるのではなくて町に給食の副食費を納めるような形になるのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 先ほどのことの件でございますが、国から財政支援があるだろうとかって言われましたが、財政支援はあります。額が幾らかということ、別にして財政支援はあるということをお願いしたいと思います。

まず、食材費の費用につきまして今手続をさせていただいております。国の資料では施設へというふうにありましたが、これは、濟いませぬ、資料的には民営化も全部含めた形の中の資料ですので、そういう表現になってはいますが、本町の場合には町のほうへ納入をいただく。今まで保育料と同じように町のほうへ納入いただくということになります。

システムに関しましては、会計システムについての改修は必要ございません。従来どおりのやり方で構わないということでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君）　じゃ、本町については今までどおり町に納めるということ  
でよろしいわけですね。

その給食の副食費なんですけれども、保護者負担分なんですけど、3歳から5歳  
まで一律で徴収しますか、年齢によって食べる量が多少ですけれども違いがある  
かと思います。同じ年齢でもその子どもによってはおかわりを毎日する子もいれ  
ば、半分しか食べられない子もいるというのは、これ現状ですけれども、給食費  
は3歳から5歳まで一律でしょうか。

○議長（江守 勲君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君）　はい、一律でお願いしたいと思っております。

○議長（江守 勲君）　9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君）　給食費ですからその日の体調によっても食べる量は違って  
くる、子どもですからね。きのうこれだけ食べたからきょうはこれだけ食べるだ  
ろうという、それは予測以上に倍ぐらい食べたりとか、また半分ぐらいしか食  
べられない、こういう子どももたくさんいらっしゃるというふうに思っています  
し、実のうちの子もやっぱり3人います。うちに一緒に住んでいるの3人います  
けど、一番上が一番少なくて、一番下が一番多いというのが実態。これ、1歳で  
も7歳の子どもよりもぎょうさん食べるというのが不思議なくらいなんですけど  
そういう実態もありますので、一概には言い切れないんで、一律であればそれは  
それでいいかなというふうには思っております。

ただ、町が集められるということで、一つ私の質問は解決したんですけれども、  
もし各施設、園単位で集められるということになったときに、万が一滞納が出て  
きたりしたときには保育士さんの仕事の負担が増大するのではないかというふう  
な心配もしてたわけなんですけれども、一応町のほうで集めていただくというこ  
とで、それは解消いたしました。

今までなんですけれども、本町の保育料の中には給食の副食代も含まれて設定  
されていまして。ただ、その保育料というものが第1子と第2子が一緒に幼稚園  
に入園している場合、第2子は保育料が半額の措置があったと思います。なおか  
つ、第3子になりますと保育料が無償になっておりました。

10月以降になりますと、その該当する園児の副食代というのはやっぱり割引  
というのは出てくるんですか、それとも副食代は関係なく一律というふうになる  
んでしょうか。

○議長（江守 勲君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず、副食について申し上げておきたいことがございます。

前回、全協でも申し上げましたが、一律4,500円をお願いしたいということになっていますが、今まで3歳から5歳児の副食費については、おやつ代も含めて月平均5,000円を提供をしておりました。今4,500円というのは国の示した基準額でございましてそれに倣うということですが、無償化以降についてもやっぱり子どもたちの成長を考えて、これまでどおりの5,000円の副食提供をしていきたいというふうに考えております。

その差額がありますね。差額につきましては、町のほうで支援をしていきたいというふうに考えておりますので、その点は申し上げておきたいと思えます。

多子子どものこれですけど、第1子、第2子につきましては一律4,500円の実費徴収をお願いすることになりますが、第3子以降につきましてはこれまでも保育料についても無料、無償化していました。これは県が2分の1、町が2分の1の事業としてやっておりましたが、10月以降につきましては副食費4,500円分についても県と町の2分の1ずつの負担で財政支援していきながら保護者負担はなしという形で今後やっていく予定でおります。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 濟いません。今の答弁のもう一回確認します。第1子と第2子が幼稚園にいる場合には、第1子も第2子も4,500円の給食副食費の徴収があるということですね。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） はい、そのとおりでございます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 正直言いまして、第2子に関しては子育て支援の支援の後退のように聞こえるんですよね。というのは、今まで第1子が5歳児で第2子が3歳児だったとします。仮にね。第1子は保育料1万6,500円、第2子は半額、8,250円になったはずなんです。ところが、給食の副食費だけになって、両方とも4,500円になると、えっ、第2子は半額じゃないのと。子育て支援の後退になっちゃうんじゃないんですかって。第3子については無償ですから確かに何の問題もないと思えますけれども、そういうふうに思われるというふうに思うんです。どうでしょうね。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 給食費につきましては、基本的にはその提供している給食費を実費を徴収するという考え方になっているんです。ですから、確かに今議員さんおっしゃいましたように、第1子と第2子が半額の場合には、その全体的な半額という考え方を持つよりも、給食費についてはそれを含めて徴収していた。そしたら、8,500円の中に給食費は含まれていたということで、給食費が半分になったという考え方ではないという、今回の無償化の制度はそういう制度になっています。あくまでも給食費については実費徴収の分は実費徴収としてしっかりもらっていますというものです。

ですから、第3子以降の事業についても、その給食費についてはこれまでどおり財政支援していきましょうという考え方なので、トータル金額的に見れば何か後退したような感じですが、制度的な考え方とすれば4,500円分については第1子も第2子もしっかりもらっていたという考え方にしていただかないとこの制度が成り立たないというふうに私は理解しています。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 課長のおっしゃる意味はよくわかるんです。よくわかるんですけれども、実際に幼児教育費が無償になりますといったときに、本町ではその1万6,500円、保育料の内訳、それに給食費が含まれているのはもちろんわかっているんですけれども、わかっているんですけど、その内訳というのがされてなかったものですから、給食費も含めて全てただになるというふうに思われた保護者の方がたくさんいらっしゃいました。「1万6,500円丸々要らなくなるんですよね。えーっ、何で給食費が要るの」っていうのが私に聞かれたときの説明、回答でした。そういうふうに思われている人から見ると、やはり半額だったんだから給食費も半額のままでしょうっていうのが基本じゃないかと思うんです。

課長の考えは、給食費はこれこれだから別だよというその町の方針もよくわかりますけれども、払う側はそうではないということをここで申し上げたいんです。

なぜならば、そういう説明を保護者の皆さんが聞いてないからです。ここにきてこの説明してというのも何ですけど、いまだに多分、全て給食費も含めて全部ただになるんだよねと思っていらっしゃる方たくさんいらっしゃるだろうと思いますし、なおかつ、よくよく考えて給食費は払わなあかんのやって。ほんなら2人目は半分やなって思ってる方も多分大勢いらっしゃるのではないと思うんで、やはりそこら辺のきちっとした明確な説明をしていただけたらというふうに思い

ます。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 周知徹底がまだ不足しているのかなという反省は今受けました。

この説明につきましては、まず入園式の際に園長のほうからしっかり説明をしているのが1点。先ほど口座の手続が始まっていると言いましたが、その口座振替の手続をお願いするに当たり、個別に説明をするのと同時に、その仕組み、制度的なものを全保護者に通知、お知らせをして、なおかつお迎えのときに各園ごとにその説明をしているはずなんです。今現状も私もそういうふうに報告受けています。口座振替の手続についても随時うちのほうに上がってきているということで、私のほうとしましてはもう説明されていて周知されているものという認識ありましたが、今議員さんのご質問がございましたので、再度、保護者に理解を求めるように周知徹底をしていきたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 安くなって文句言うのは本当に申しわけない話なんですけれども、でもやっぱりお金が絡んでくることです。お金が絡むということは少し嫌らしい部分も出てきますので、やはり保護者の皆さん、幼稚園の子どもは理解せいと言ったってそれは難しいんで、保護者の皆様には十分な理解をさせていただいたほうが私は事がスムーズに進むのではないかというふうに思いますので、ぜひとも再度の周知徹底、まだ10月までに若干の日数もございますのでよろしくお願いしたいと思います。

それともう一点、私が非常に疑問に思っていることなんですけれども、本町の幼稚園、幼児園で保育時間、幼児教育時間というふうになっているところもあると思いますけれども、園によって14時までとそれから16時まで、それから18時までの3種類があると思うんですね。そのほかに18時以降の延長保育というのがあると思います。

先日の全協の資料では18時以降の延長保育については今までどおりの料金がかかりますというのが書いてあったように記憶しているんですけれども、無償になる基準というのが一体何時まで、18時までなのか、それとも16時が基準でそれ以降は費用がかかるのかということが疑問になりました。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 無償化につきましてでございますが、本町の幼児

園・幼稚園につきましては保育時間が14時まで、16時まで、18時までという3種類がございます。議員さんおっしゃるとおりでございます。さらに18時以降の延長保育を実施している園もあるということでございます。

無償化の基準ということになりますと、児童にとって保育が必要な時間、いわゆる保育料という表現させていただきますが、その児童にとって必要な量の分が無償化の対象になるということでございます。

保育認定をする際にその児童の家庭状況、親の就労状況等を見て、この子は8時間の短時間の保育の必要量、この子は標準の11時間の保育の必要量という、そういうように保育の必要量の認定をします。すなわち、8時間短時間の保育認定をしますと時間的には午後4時まで、11時間の標準認定しますと11時間の6時までというように時間的なものが出てくるということであります。これは無償化になるというのは何時までというのじゃなくって、その児童の保育の必要量分が無償化になるというのが今回の制度でございます。

ですから、短時間保育、8時間の必要量、この児童は両親の就労の時間、あと家庭の状況等を見て、また両親とも相談をしながら、保育の必要量を定めて、この人が8時間の保育が必要ならば4時までの保育、11時間の必要があれば6時までの必要量というふうなことで定まる。その分が無償化になるというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） よくわかりました。その子によって2時まででいい子もいれば、4時まで必要な子もいれば、6時まで、なおかつ延長も必要な子がいるかもわからないですけど、6時以降の延長の部分は別の枠として最大6時まで承認されれば無償の対象になるというふうに考えていけばよろしいんですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

その次の質問なんですけれども、ここは私立の幼稚園がありませんけれども、できる場合もあるかもわかりませんのでお聞きするんですけれども、私立の幼稚園の場合、特別なカリキュラムというのを導入しているところもあろうかと思えます。その場合のカリキュラムに対しての追加料金というのが必要となるんですか、それともそれも幼児教育の一環ということでまとめて無償というふうになるのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） ご質問の私立幼稚園の例でございますが、まず無

償化の対象となるものにつきましては、これまで幼稚園授業料と払っていた部分ですね。この分が無償化になり、幼稚園授業料とは別に、例えば特別なカリキュラムに係る費用を幼稚園授業料とは別に負担しているのであれば、いわゆる実費徴収としてこれは無償化の対象になりません。

今回の無償化は幼稚園授業料、保育料の給食費を除く部分が無償化になるものであり、実費徴収していた教材費やその他授業料、保育料とは別に支払っていたものにつきましては無償化の対象とはならないということでございます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） じゃ、特別なカリキュラムというのは別に有償でという理解しておけばよろしいのかなと思います。

ここには私立の幼稚園がないものですから、直接それに関係する方もしいらっしゃっても、若干の方だけだろうというふうには思いますので、そんなに皆さんにとっての影響はないのではないかと思います。

幼稚園・幼稚園で使用されている教材費が今現在は保護者負担で、多分同じだろうと思うんですが、幼稚園が集金袋で集めていて、幼稚園に各園に納入しているのが現状だと思います。

無償化になったときの教材費というのは誰が負担することになるのか。多分、教育には教材費というのは必要なのではないかなというふうになると、幼児教育料と言えばそうかなとも思えるし、そうじゃないんやと言われるとそうかなとも思うんでお伺いしたいと思いますし、もし保護者負担になった場合の納入方法というのは、変更になればまたそれで教えていただければと思います。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 先ほどの質問で、例えば永平寺町で、公立ですが、特別なカリキュラムを組んでやろう。そのために教材費等が必要になれば、それは当然別途で負担していただくということになろうかというふうに思います。

今の教材費に関しましては、基本的にはこれまでと変わりございません。納入方法も変わりございません。どちらかというと教材費とか、そういう保護者負担でいただいているものにつきましては、長く使うものですね。幼稚園3年間ずっと長く使うもの。はさみとかそういうもの、自分のものになるものについては保護者負担で購入していただいていますし、集金も園でしていただいていることにつきましては、これまでどおり無償化の対象にはならず、集金も今までどおり何も変わらず園のほうで集金をするというご理解をお願いしたいと、こう思い

ます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私が思ってたのは、教材費、個人個人に分ける絵本があるんですね。キンダーブックとか。皆さんも子どものときにキンダーブックって見たことないですか。見たことあると思うんです。私見たことありますから。そういう教材費のことを聞いていたんですけど、いずれにしてもそれが個人負担であるということは今までどおり変わらないというのでよくわかりました。

今回、この幼児教育無償化というのを質問させていただきまして、多分お答えにくい部分もあったんじゃないかなというふうに思います。ありがとうございます。

テレビや新聞等で簡単に幼児教育無償化というのが報道されてますし、またその具体的な内容というのは保護者も含めて、町民の皆様、なかなか周知されていないようにも思われました。永平寺町では当然ですけども、小中学校の給食が無償化になっておりますので、幼稚園も給食費が無償とされている方も多いようでした。今回、幼児教育無償化が別に悪いと思っているんでもありませんし、むしろ、貧困なシングルのご家庭もいらっしゃいますのでよかったなというふうには思っておりますけれども、やはり誤解されていることが多いことにも驚いたのは事実でございます。今回質問で少しでも皆様方のご理解を深めていただければというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回の幼稚園の無償化につきましては全国一律、永平寺町だけが特別に、地区によってはあわせて給食も市が負担、町が負担してやる場所もあると思いますが、基本的には全国同じような形で民営化の園、公立もありますが、内部補助金であるか交付税であるかというのは利用する人には余り関係ありません。これが日本中よく似た形でスタートしていくことになります。

その点、永平寺町だけが何か特別ちょっとよそよりおこなっているとか、そういったこともありませんので、これからどンドンどンドン、町もどンドン広報とか皆さんにご説明していきますが、全国のまたいろいろなニュースとか、そういった中でもそういうことかというのもこれからご理解いただけるのかなと思いますので、町独自の広報とあわせてまたそういうふうに進めさせていただきたいなと思います。

またこれもいろいろやっけていながら、いろいろな先進自治体とか、自治体同

士の差別化とか、いろいろなものも出てくるかと思います。またこういったものもしっかり研究しながらやっていくのと、また永平寺町は小学校に上がりますと今度は給食が無償化という、そういった支援も行っておりますので、あわましてトータルで子育てをどう見ていくかという視点も大事かなと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） ありがとうございます。今回の無償化、全国一斉での無償化ですので、国にとって子どもが少なくなる世の中ですから、そういう時代ですから、子どもたちのことは大切にみんなで見守って育てていていただきたいなというふうに思ひまして、2つ目の質問に移らせていただきたいと思ひます。

2つ目の質問は、幼稚園・幼児園再編の展望はということで質問させていただきたいと思ひます。

ことしの3月に幼稚園・幼児園再編についての答申が出されました。その後、町の動きについて教えていただけたらと思ひます。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） ことし3月答申を受けまして、今年度に入りその再編計画の策定作業を今庁内で進めているところでございます。答申にある将来に向けての方向性、各項目の考え方をもとにしまして、具体的数値をもとに現在作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 作業を今進められているということなんですけれども、それではもう既に町の方針というのが出ているんじゃないかと思ひますので、方針について伺ひたいと思ひます。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 検討を進めていて、まだ作業を終わっているわけではございません。そのことをまず申し上げておきます。

方針につきましては、まずこれは答申に基づくもの、「子どもたちにとって望ましい教育・保育環境の整備」を推進することが第一の目標、方針でございます。

答申の中にごございました同年齢での人数、施設の状況、運営形態のあり方など個別案件の検討もでございます。子どもたちにとって子育て世代にとって安心できる保育、安全な保育の場の提供を目指すことが今現作業を進めた中での方針とい

うふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 一番守らなければいけないのは、子どもたちの安心と安全だというふうにも私も理解しております。ですけれども、やはり今検討を進めていらっしゃる中でまだ具体的な計画の内容とか、具体的な計画の時期についてお伺いしたいというふうに思っているんですけれども、もし予定でも出てらっしゃいましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 現在、計画内容は検討して進めておりますが、今後議会のほうにもその再編のパターンや再編の考え方をお示しをさせていただきながら、議会のご意見を伺いながら計画策定を進めていきたいというふうを考えております。

再編について幾つかのパターンを検討していますので、次回の全員協議会にお示ししながら、議会としてのご意見をいただきたいというふうを考えております。

計画の時期についても、その策定の中でお示ししていきたいと考えております。また、保育士による県内保育園や認定こども園の視察を数カ所予定しており、その再編計画検討の中でも参考にしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 今のご答弁から近々その内容とか計画の時期というのが示されてくるのかなというふうには思います。ずっと今まで思っていたことですが、今回の補正予算でも上がっていましたが、幼稚園・幼児園の施設がどの施設もかなり老朽化が進んでおりまして、毎年多額の修繕費が計上されている。これも現実でございます。将来も含め、現状の10園のままで受け入れしていくのであればその修繕費というそのものも無駄にはなりませんけれども、万が一再編をして統合するところが出てくれば、せっかく修繕された修繕費というのが無駄になることも考えられますので、そういった面も含めると、早目に計画していただいて、無駄な修繕費を使わないようにしていただくのも財政面から必要なことではないかなというふうに思います。

私は何も統合することがいいと言っているのではなくて、無駄な修繕費を使わないほうがいいと言ってるだけですので、そのところは十分に誤解のないようにしていただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、なおかつ、毎年増加傾向にある未満児、この受け入れの対応というのにも必要だと考えております。といいますのは、やはり未満児、ゼロ歳、1歳、2歳、これはもう課長はご存じだと思いますけれども、どんどんどんどん毎年ふえる傾向にあります。未満児ですから一遍に4月からどんとふえるわけではありません。途中から入園してくる子どもたちが、結局、ぐるっと回って翌年の3月までに10人になるというところがほとんどだと思いますけれども、やはりそれ以上になってきますと希望する園に入れたい、遠くの園に行かないといけな、あるいは小学校区を離れて行かないといけな。

未満児ですから小学校上がるまでにはその小学校区に戻ってほしいんじゃないか。これは大人の考えです。保護者にしてみれば、そんなものではないというふうにも考えておりますので、ぜひとも再編につきましては速やかに対応すべきというふうにも考えております。その受け入れも含めての話でございます。

それと、今後ますます少子化というのは進んでいくというふうにも考えていますので、10園そのものの存在、これは一応考えることが必要なのではないかなというふうには思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 施設の老朽化対策、改修、修繕でございますが、これは平成28年に策定した長寿命化改修計画に基づき改修を行っております。その計画によりますと、今後も多額の費用が必要と計画されています。

しかし、この計画自体は再編云々ではなくって、今いる子どもたちの安全を守るということが大事でございまして、そういう意味で計画を策定し、今実施しているということでご理解お願いしたいというふうに思います。

未満児の受け入れについてご指摘ございましたが、議員さんおっしゃるとおり増加傾向にあります。少子化が進んでいても増加傾向にあると。特にゼロ歳児の途中入園。途中入園申しますが、予約時ではない、本当途中入園については、正直言って対応結構苦慮している事態でございます。

そういうことも踏まえまして、やっぱり再編についてはしっかりと計画を策定し、検討委員会の答申内容、本町の現状を踏まえて策定していくことが非常に大事だというふうに考えておりますし、今後議会にもお示しさせていただきますので、議会としてご意見をいただきますようよろしくお願いいたしますというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この今再編のこれの課題につきましては、9月25日の全員協議会で行政からのパターン、何パターンかお示しすることになると思います。

この答申をいただいた中で今いろいろな角度で検討して行っております。今ほど本当にありましたとおり、0歳児、エリアによってはなかなか入られない、もう少しこのスペースをやっぱり広く充実させるべきだとか、じゃ、そのためにはどうしたらいいか。

今ほどありました、じゃ、既存の10園をしっかりと残すのか、それとも再編をするのか、また効率化、先ほどからいろいろお話も出てます民営化、これについても一度しっかりとテーブルの上ののせて、9月25日にまず第1回目、皆さんにお示しできたらなと思います。

その後、また議会のほうでもいろいろなご意見がございます。議会の中でも何パターンか統一の意見とか、こういうふうな議員一人一人の意見をいただくのではなしに、議会としての見解もいただけると、よりスムーズに、また行政としても手直しもできると思います。

根本的にこの3月の答申、住民の皆さんからいただいた答申をもとに、じゃどういうふうに行行政はしていくか、また議会の意見はどうなのか。それをもとにどういうふうな方針を出すか、これをしっかりと行っていきたく思いますので、またいろいろなご指導よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

2問続けて幼稚園・幼稚園のことをお伺いいたしました。でも、子どものことです。子どもはやっぱり町の宝でもあるわけなんで、もちろんご家庭の宝であることは事実ですけれども、町にとっても大切な財産ですので、ぜひとも子どもたちにとって一番いい方法をみんなで、私たちも含めてみんなで考えていったほうがいい、いかなければいけないことだというふうに思ってます。そうしないと子どもたちがこの永平寺町に戻ってきってもらうためのやっぱり町であってほしいというふうに思いますので、ぜひ皆様方もそういうふうなお考えで、一人でも多くの子どもたちがまた大人になって、大学を卒業して永平寺町に戻ってきて、そしてそこで家庭を持って次の世代につなげていける、そういうまちづくりにするためにも絶対必要なことだというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

最後の質問なんですけれども、この夏休み中、プールの利用が開放中止というメールが流れてきておりまして、なかなかプールの利用ができなかったというのが事実であります。夏休み中に一体プールの利用は何日できたのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） プールの利用というのは、小学校7校のプールのということだと思いますけれども。

ことしの開放計画の期間は7月22日から8月23日の約1カ月間のうち、休みの日が土曜日、日曜日、祝日、そしてお盆期間の8月13日から16日を除きますと、全部で20日間開放する計画でございました。小学校7校でございます。

実際に開放ができたのは、7月中に3日間、8月中に4日間の計7日間でございました。雨による中止が2日、環境庁が発表する熱中症指数が危険レベルに達すると予想があったときというのが11日ということでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 環境庁からの指導ということで仕方がなかったのかもしれませんが、何か安全を優先するためにプールの開放を中止せざるをなかったのかなというような気がいたしております。

プールって私たちが子どものころはプールはなかったんです。なくて、川で泳いだんですけれども、毎日毎日真っ黒けになりながら川へ通ってたそのころには、雨が降って川が増水しない限りは川へは毎日行けました。こんな夏暑いのは当たり前で、暑過ぎるさかいに熱中症指数が高いから中止になるというようなことは今までは考えられなかったことです。そういう事態になったということに対して子どもたちに対する思いがあったら聞かせていただけますでしょうか。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 子どもたちも楽しみにしているプールでございますので、当然、できるだけプール遊びといえますか、プールに入れてあげたいというふうなことは十分思っているところでございます。しかしながら、熱中症の危険があるという以上では、子どもたちの安全がまず第一ということ、そちらのほうを重く感じておるところでございます。

ちなみに、昨年もそういうことが危惧されて、ことしから基準を厳しくしたというんじゃないですけ、しっかり明確化してこのようにしようというふうな形でしたんですけれども、ことしの段階からもこのまま行くと少ないかもしれないぞ。

できるだけ子どもたち入れさせてあげるためにことは一回見ながら、来年度に向けて考えていこうという話は最初からしていました。そういう状況の中で、やはりこういう結果だったというふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 子どもたちに対してはかわいそうだったとしかもう言いようがないのかもしれませんが。多分子どもたちはみんな楽しみにしているのがプール遊びだというふうに思っております。

プール開放を中止する前に、何か工夫をして子どもたちがプールに入れるようにできなかったのかなというふうにも思っております。大人の安全性を優先にして、安易にプール開放の中止を決定してしまったのではないのかなという思いもしております。開放できる方法は検討しなかったのでしょうか、もし検討したのであれば、その内容を教えていただけたらと思います。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 安易にとおっしゃいましたけど、とても安易ではなく、しっかり一生懸命考えて子どもたちのためによかれと思ってさせていただいたということはまず述べておきたいと思います。

やっぱり大前提として子どもたちの安全のためということでございますね。プールはほとんどが炎天下、またプールサイドはさらに照り返しも強いということで高温になりやすい場所です。また、プールへの行き帰りの時間も配慮しなければなりません。プールにつかっていたら涼しいだろうって思われるかもしれませんが、そういうわけではないですし、そのほかの時間もあるし、またプールにつかっているだけでも中温といって34度から35度ぐらいのところでは汗が出ないそうなんです。そういう場面でも熱中症になりやすい。そういう水温も関係したりとかいうふうなことで、なかなかいろんな厳しいというんじゃなくて、自分たちの判断の中でこのようなことがいいなと判断をしたというところでございます。

まずは子どもたちだけではなくて、見ている監視員、また小学校の保護者の方々にも当番で監視をしていただくんですけれども、その方々への配慮ということも必要かというふうに思っております。

対策はということですが、先ほど来年度から考えていこうと言っていたのが、もしかすると午後は熱中症指数が高くて開放できない日が多いかもしれないので、午前中はどうか見てみようというふうなことをことし話をしていました

が、余りにも7月最初のほうからずっと中止が続くものですから、途中からでも切りかえられないかということで学校側とも相談しました。しかし、先ほど申し上げました学校の保護者のほうにも当番をお願いしていると。そちらのほうの都合がやっぱり、当然、いい人もいるけど、もうこの日は当番だから午後は休もうとかの段取りしてる人もいたと思われませんが、急に午前中と言われてもなかなかできないだろうというふうなことで、今年度はその辺の変更は断念して、来年度から考えていこうというふうな形になっております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 来年度から何らかの対策を考えていただけるということだったんですけど、夏の暑さというのは年々暑くなってきているように思っております。来年以降もこの状態のままで推移していくのではないかなというふうに思います。熱中症指数が31℃を超えればプール開放中止にする予定を来年度以降も立てていらっしゃるのか、それとも対策を講じて子どもたちがプールを楽しむようにするのか。今ほどの回答では、午前中もありかなというふうにはおっしゃっていましたがけれども、ほかに対策があれば教えていただけたらと思います。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 基準につきましては、今のところ、環境省等が、例えば熱中症指数が何度とかでとか、危険レベルはこんなんだというふうなことが研究等で変わらなければ、今のところ、この方針でいこうかなというふうには思っております。

ただ、あとできるだけプールへ入れさせたいためにどうしようかというふうなことについては、先日の金曜日に校長会がございまして、7つの小学校長とも話をさせていただきました。その中でも、ぜひ午前中の方向で考えていこうというふうなこと。

開放を決定するのはこちらなので、基本は小学校には相談という形でさせてもらいましたけれども、午前中でも対応できるだろうというようなご意見もいただきましたので、その方向で考えているというところでございます。

なお、ことしの結果を見ますと、午前中に変えたからといって全部の日がオーケーというわけではなさそうな、記録的にはそのような形になっております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 補足説明をちょっとさせていただきます。

実は、この基準につきましては、永平寺町だけではないんですね。隣の福井市も同様で、福井市も開放非常に少なかった。ただ、福井市とうちの場合の違いは、土日福井市開放してるというふうなことなんです。

今課長のほうからも話がありましたように、来年度に向けて、実はことしもそういう話は校長会でちょっとこんなことも考えているんやという、来年度考えているんだということを、午前中実施というふうなこともちょっと投げかけておいたんですけど、途中で余りにも高温になりましたので、ちょっとやはり僕は議員と同じように子どもたちに少しでも、一回でも多くプールに入れたいというふうな思いは一緒なんです。

それから、これも議員と一緒になんですけど、でもやはり我々は子どもの安心・安全を守らなきゃいけないというこれが第一になりますので、そういうことも含めて、総合的に考えて、今回は来年度に向けて今課長が話したようなことで進めていきたいと。

特に校長だけの意見ではなし、保護者の意見も僕はやはりこれは大切にしなければいけないと思いますので、保護者の意見も必ず各小学校単位でまとめてほしいというようなことも伝えていきますので、そういうことで来年度に向けて検討し、できるだけ開放を一日でも多くできるように取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

子どもたちが1回でも1日でも多くプール遊びができるという方法をまず考えてあげないといけないと思うんです。そのためには、今までは多分午前中は夏休みの宿題、涼しいうちに宿題をして、昼から暑くなったらプールへ行こうね、これが基本だったと思いますけれども、その基本がもう守られない状況であれば、何を優先するか。

確かに子どもたちは多分家で宿題するときはクーラーのある部屋で宿題をしていると思うんで、暑くても余り関係ないのかなというふうになれば、午前中からプールに入ってもいいのかなというふうには思いますけれども、ことしみたいに午前中からプールに入れないような環境になってしまったら、これは何らかの別の方法、午前中の時間帯だけの変更だけではなくて、例えばプールサイドに日陰

で休めるところをつくるとか、あるいはプールに屋根が必要なのか、水を冷たくしなくちゃいけないのか、いろんなことがあると思うんですね、ほかに。確かにお金はかかりますけれども、子どもをプールに入れるための工事というのにも必要になってくるのではないかというふうに思いますので、それも含めて検討の一部にさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 現在もプールサイドにはテントを子どもたちが日陰で休めるよう、そういうふうな配慮は各学校やっているんです。だから、それ以上のという屋根つけとかいうようなことになりますとこれは大変なことになるんですけど、一応日陰の確保をするという意味でテントはプールサイドに立てていますので。

○議長（江守 勲君） 9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） テントは立てているそうですけれども、テントで果たして間に合ってるかどうかということを考えていただきたいというのが私の意見です。そのためには、屋根が必要であればやっぱり屋根もつけなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

室内プールばっかつくればいいですよと言っているわけではなくて、環境が変わったから環境に合わせる必要があるんですと。子どもたちのやらなければいけないこと、やりたいことをやらせないで安全、安全ていうよりも、お金はかかって子どもたちのやりたいことを安全にやらせる方法を大人は考えたほうがというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時49分 休憩）

---

（午後 3時00分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10番、川崎君の質問を許します。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 10番、川崎直文です。

今回、3つのテーマを通告しております。

それでは、早速、最初のテーマ、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定についてお伺いします。

平成27年の10月に策定されました永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施期間が平成27年度から平成31年度、令和元年度ということですが、平成31年度、今年度に人口ビジョンとあわせてこの創生総合戦略の見直しが行われる、改定が行われるとしております。

その改定について、今現在の進捗状況はどうであるのかということと、今後の取り組みについて確認をさせていただきます。

まず、この創生総合戦略の改定に当たっては、これまでの総合戦略の成果がどうであったのか、そしてその総括が行われて次の改定に結びつけていくということは当然のことです。総合戦略を実施していくために総合戦略検証委員会というのが既に設置されていると思います。その中で、今申し上げた成果の検証、総括は行われているのではないかなと思うんですけども、その点について確認をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） それでは、総合戦略の施策40項目ございますが、このうち、目標を達成した項目といたしましては、若者、学生まちづくり条例の制定あるいは金融機関や福井労働局との協定の締結、地域間交流イベントの開催など、新規項目で13項目、拡充項目で3項目の合計16項目になってございます。

一方、子育て支援や保育サービスの強化、交通ネットワークの構築及び広域観光の推進や観光誘客事業など、目標達成途上の項目は24項目となっているものでございます。

検証の総括につきましては、5年目、最終年度である今年度が終了した令和2年度に改めてお示ししたいと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 総合戦略今ある、その最終年度が今年度。今年度に次の総合戦略を見直してつくり上げていくということですから、通常、改定前に総括をして、その結果を反映して次年度からの第2期になるんですか、その総合戦略を実行していくと。通常、そういう作業のプロセスになるのではないんですか。

総括が終わらないままに次年度の改定、次年度ですか、次の改定をやって、それをしっかり取り組んでいくというのはどうもちょっと普通のプロセスではない

んじゃないかなと思うんですけども、そこに何か特別の考えがあるんですか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 申しわけございません。ちょっと言い方が誤解を生んでしまうような言い方になってしまったことをまずおわび申し上げます。

あくまでも総括というのは平成27年度から31年度までの5カ年間で振り返っての総括ということで、今後、改定に向けて、引き続き事業推進するものや目標達成により項目を削除するなど、今後、丁寧な検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） しっかりと今行っている総合戦略、どこを見直したらいいのかということをつかんでいただいて、有効な改定作業を行っていただきたいと思います。

永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは平成27年に永平寺町人口ビジョンというものが出されて、それに基づいて創生総合戦略ができ上がったということです。そういった意味からも、今回、この人口ビジョンも改定すると、見直しをかけるということです。

この永平寺町人口ビジョンにつきましては、この27年のつくられた当時、この人口ビジョンの期間は平成72年、2060年までということとかなり長期のビジョンになっております。ただし、時点修正を必要に応じて平成32年、2020年時点、そして平成52年、2040年における将来人口等についても整理していますということがはっきり書かれております。このことに基づいて、今回、人口ビジョンも見直し、整理するということだと思います。

これはどのように進めて、どの項目について将来の長期ビジョンにおける永平寺町の人口はこれだよといったところも具体的に見直しかけていくのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

目指すべき将来人口、それから地方創生に向けた主要テーマといったものがこの人口ビジョンにうたわれております。今紹介した2つの項目もしっかりと見直しかけていくのかということです。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、平成27年度に策定いたしました永平寺町人口ビジョンについてでございますが、公表されています社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計人口との隔たりがこの5年間で出てきているというよう

なこと。それと、これ非常に重要なことなんですけれども、やはり人口減少につきましては、これは避けて通ることができないものであると捉えまして、人口ビジョンにつきましても時点修正を行い、目指すところの人口を見据えるよう改定を行いたいと考えているところでございます。

また、改定に当たりましては、平成29年度に策定されました第二次総合振興計画との整合性を保つこと、あるいは今言った人口もそうなんですけれども、現実的な、現実を見据えた改定をする予定でございます。

改定の主たる項目としては、目標達成項目につきましては引き続き事業を推進するもの、あるいは目標達成により項目を削除するもの、また目標達成途上項目につきましては、目標達成に向けてさらなる推進を図るもの。目標値の修正が必要なものなど、これから丁寧な検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 次の何か質問の回答が出てきたみたいですけども。

まず、永平寺町人口ビジョン、これをしっかりと見直すということなんですけれども、このビジョンが見直しかけられて、これに基づいて総合戦略というのが改定されるという位置づけと理解しているんですけども、今の時点で総合戦略、今年度中にもう改定ということですから、その基礎となる、基本となる人口ビジョンというのはもうその改定が終わってなければいけないんじゃないかな。通常のいろんな計画の改定プロセスから見ますと、まず長期ビジョンをしっかりと見直しかけて、そして中期の総合戦略、これ5年でしたかね、中期計画が立てられるということですから、人口ビジョンのこれはまだこれから見直しをかけるということですか。

もしあれだったら早く見直しかけていただいて、こちらのほうの改定作業に入っていたほうがよろしいんじゃないかなと思います。ちょっと確認です。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 議員仰せのとおり、人口ビジョンは将来人口が土台となるというような認識は当然持っております。早急に人口ビジョン、将来人口について明確にして改正に取り組みたいと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 人口ビジョンしっかりと見直しをかけて、次のその総合戦略の基礎となるように取り組んでいただきたいなと思います。

その創生総合戦略、先ほど紹介ありましたように、基本施策として40項目。中には未達の項目もありますよということでした。しっかりと報告していただきました。基本の施策が40ある。その上位に基本目標というのが4つあるわけです。今回の見直しをかける、改定作業をするというのは、この基本目標の1から4までであるわけですが、そういった内容も基本的に見直しをかけていくのか、この4つの基本目標は継続して、その下にぶら下がる基本施策40項目、この内容を見直しかけるのか、ここのところ、どういうぐあいな改定内容になるのか、紹介してください。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 今回の改定におきまして、現在、4つの基本目標を掲げているわけですが、この4つの基本目標については変更せずに継続的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 変更せずということよりも、その人口ビジョンで見直しをかけても基本的には総合戦略の4つの基本目標は変えなくてもいいという結論になるということでしょうか。

それでは、基本目標は変えずに基本施策を見直しをかけていくと。先ほど達成の項目が13プラス3ですか、そして未達のところが14項目ということ。単純に達成したからそのまま継続でいいだろう。未達については、その内容を見てしっかりとまたそのKPI、目標値を設定して、再度取り組んでいくんだということの見直しもあろうかと思えます。

また、施策の中身そのものを見直しをかけていくのか、この点はどうなんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 先ほども申し上げたとおり、目標達成項目につきましても引き続き事業を推進していったほうがよりよいものと、目標達成によって項目を削除してもいいもの、そこら辺。また、目標達成途上の項目につきましてはさらなる推進を図るものや目標値の修正が必要なものなどをあらゆる方面から検討して改定を図りたいと考えているところでございます。

当然、4つの基本項目につきまして、その基本目標を達成するのに必要と思われるような新たな項目の設定も当然必要であるならばすることになるかと思えますので、よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） それでは、ちょっと違った切り口で確認させていただきます。

先ほどから取り上げています永平寺町人口ビジョン、これ、平成27年に策定しているんですけども、このビジョンをつくる時に町民の方のアンケートをとっています。特に大学生を対象としたまちづくりに関するアンケート、それから永平寺町子育て世帯アンケートということで、全町の全世帯というんじゃなくて、ちょっと特化したところで将来の人口ビジョンこうあるべきだということでアンケートをとっておられると思います。

今回の改定でも、単なる検証委員会の反省、成果検証に基づく、そしてまた行政の中でのいろんな意見、そしてまた議会のほうからもそれをまた出す機会もあるのかなと思うんですけども。大事なのはやはり27年から行ってきた総合戦略、これ町民の方から見てどうであったのかといったようなことを町民の皆さんのご意見も非常に大事なんじゃないかなと思います。

そういったことで、町民の方の意見を組み入れる、具体的にはアンケートを実施すると、こういったような計画はないのでしょうか。

町民の皆さんの捉え方というのが非常に大事なことだと思いますので、できたら町民の皆さんのご意見も取り入れて、ここの部分はこういう施策は非常に難しいけれども、こういうぐあいにやったらうまく解決できるんじゃないかといったような視点で、ぜひとも取り入れていただきたいなという意見も踏まえて、確認をさせていただきます。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、検証委員会の中に住民からの代表3名の方も参画していただいております。産学官、金融機関、民間と19名で構成されるわけなんですけれども、当然、住民の意見は尊重していかなければならないと。その住民の意見を拾い上げる方法として3名からの代表だけでは不足するのだ、弱いのだというようなことになりましたら、今おっしゃったみたいな住民からの意見を聴取するような取り組みもしなければならぬと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） ちょっと部分的な確認をさせていただきましたけれども、今改定作業を進めておられるということで、これからの取り組み、今出ましたよう

な住民の方のご意見も吸収しましょうと、お聞きしましょうといった項目も一つあるんじゃないかなと思います。

これからの取り組み、こういった取り組みをしていくよと。検証委員会もさらに検証を進めていく。また、住民の方の意見も取り入れる。そして、最終的には改定の案が出てくる。これはパブリックコメントとか、そういった手続は必要なのかそこら辺も確認して、改定が終わるといのはいつごろなのか、こういう取り組みをやっていって、来年の何月にはしっかりと創生総合戦略の改定が終わりますといった日程を明確にしていきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 今回の改定でございますけれども、国とか県の方針にも注目する必要があると考えているところでございます。

今月13日には内閣官房及び内閣府によります次期地方版総合戦略策定に向けた説明会も予定されているところでございます。また、現在、県においても長期ビジョンとともに総合戦略の改定を行っているところでございます。

それらの内容も踏まえながら、検証委員会の皆様のご意見を中心に、地方創生の充実と人口減少対策の強化に切れ目のない取り組みが進められるように年度内に改定を行う予定でございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） パブリックコメントとかっていうのは必要ないんではないか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 検証委員会の中で検討していく中で、必要であると判断された場合はパブリックコメントも行っていきたいと考えております。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） この創生総合戦略、先ほどの4つの基本目標は、昨年度に策定されました第二次永平寺町総合振興計画、これに整合性というか、リンクしているわけです。

具体的には、総合振興計画の中に今行っております総合戦略、4つの基本目標をスマイルプロジェクトと連携のプロジェクトということで位置づけされています。先ほどはこの4つの基本目標は変えないということですから、この総合振興計画との整合性はこの図でそのまま引き継ぎできるのかなと思うんですけれども、具体的な施策については見直しをかけると。総合戦略で見直しをかけるわけ

ですから、その見直しにかかった施策については、総合振興計画の中の同じように各項目で施策が出ているわけですね。それとの整合性はしっかりとっていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

創生総合戦略があって、去年のときにこの第二次総合振興計画が見直しにかかった。そのときに運用されている基本目標、そして基本施策をうまく整合性をとってこの総合振興計画ができ上がったと。

今回、創生総合戦略が変わるわけですから、これも当然——これもというのはこの総合振興計画もしっかりともう一度見直しをかけなきゃいけないんじゃないかなというところがあると思うんです。29年にしっかりつくったものをこの2年後にまた見直しかけるのかということになるんですけれども、これはやはり戦略があって総合振興計画、これをうまくリンクさせているというところはひとつしっかりと守っていかないかんんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺のお考えはどうなんですか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 議員仰せのとおり、総合振興計画と総合戦略の間に違いが出てくるのはおかしいことであるというようなことで、当然、総合戦略を改定するに当たりまして、総合振興計画との間の違いが出てきた場合については、総合振興計画の修正をかけていくべきだと考えております。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） やはりこのまち・ひと・しごと創生総合戦略ですから、これはいろんな計画にかかわりをリンクしてると思いますので、関連する計画もどんどん見直しをかけていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

次のテーマの空き家等対策計画、これについてもやはりこの総合戦略とのかかわりを持ってしっかりと今つくってもらっていると思うんですけれども、そのところをうまくリンクさせていただきたいなと思います。

総合戦略、いろんな計画とのかかわり、ベースになりますから、その取り扱いをしっかりとやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それでは、次のテーマに入ります。

今ほど申しあげました空き家等対策計画、これ、今策定されていると思いますけれども、その策定の進捗はどうであるのかということで確認をさせていただきます。

空き家等対策計画については、私、平成30年の12月定例会の一般質問でこ

の計画の策定を急いでくださいということで計画の中身、そして日程を確認させていただいております。

今取り上げましたまち・ひと・しごと創生総合戦略、そして第二次永平寺町総合振興計画、それからもう一つ、今改定進めてます都市計画マスタープラン、この3つの計画との整合性をとりながら、この空き家等対策計画を策定しますということを12月の一般質問で確認しております。

それから、この空き家等対策計画の期間はどれくらいの期間を想定してるのかということも確認させてもらっております。そのときのお答えでは、5年もしくは10年ということですが、今策定してますから、この計画の期間は5年なのか10年なのかということも明確にさせていただきたいと思います。

それから、空き家等対策計画については、大きく空き家、空き地にかかわる活用事業というのが一つ、それから除却する事業というのがもう一つあると。この2つの事業についても確認をさせていただいております。

それから大事なのが、今年度もう既に入っているんですけども、一部の空き家等に関する補助事業については、国からの交付については、この計画が採択要件になると、この空き家等対策計画がしっかり永平寺町として今策定しているんですけども、これがないと国の助成金、交付金がもらえないといった状況にあるわけです。今、単独で空き家に関する国の交付金を単独で請求するいうのはできません。この計画が前提になっているということです。

このことを踏まえて、今回、ちょっとしつこいようですけども、急ぐということで空き家対策、どのような策定の進捗になっているのかということを確認させていただきます。

まず、この策定はどんな状況であるのかということですね。どこがどのように審議しながらつくり上げていっているのかということをお話ください。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） この現在までの進捗状況でありますけれども、まず、空き家の利用活用方法や危険空き家の対処法など専門的立場からのご意見を伺いたいということで、学識経験者5名の方、この5名の方につきましては総務課のほうの空き家対策検討委員会のメンバーと同じになっております。

あと、行政側の関係所属長4名の合わせて9名で構成します永平寺町空き家等対策計画策定委員会を設置いたしまして、7月8日に第1回目の策定委員会を開催したところであります。

この委員会でいろいろと空き家の現状とか本町の現状とか、策定の趣旨説明を行いまして、現在は10月中旬に開催予定をしております第2回目の策定委員会におきまして計画の素案を提示する予定であります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 昨年12月のときには第1回の協議会という名称を使っておられたと思うんですけども、6月に開催するという計画を伺っております。

今回、今課長のほうからの実績で策定委員会という組織をつくって7月に第1回の委員会を開催したと。

第2回目が10月、このときにもう素案というんか、パブリックコメントに行くまでの提示案が出るということでよろしいでしょうか。

たしかこれ、パブリックコメントは昨年の12月の確認では12月をめどにやりましょう。そして、策定完了が来年初めということで確認をとっているんですけども、そこら辺も踏まえて、今ほどは10月の第2回目の策定委員会というところまでのスケジュールを紹介していただきましたけれども、要は最終パブリックコメントをやって、最終の策定はいつなのかというところをちょっとはっきりと言っていたきたいなと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） このパブリックコメントにつきましては来年の1月を予定しております。と申しますのも、12月に第3回目の策定委員会を開催いたしましてそこで原案を提出と。10月に開催しました素案を提出して、あと修正等々がありますんで、それは修正かけまして、12月に第3回目の策定委員会、1月にパブリックコメントと、こういった流れで行きたいなというふうに今考えております。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） できるだけ早く計画策定していただいて、永平寺町の空き家等対策計画、それを採択要件になりますから、一日も早い策定を目指していただきたいなと思います。

それと、個別の空き家等に対する町内のいろんな要望があると思うんですよね。その要望というのは国の補助対象になるかどうかというところのそれをどんどん進めて行ってほしいんですわ。

昨年の12月の答弁の内容では、一方で計画策定をできるだけ早くやります。それと同時に、町の町民の方の要望とか行政から見てこういう案件があるよというものもしっかりと手続できるように進めていく。

大事なのは、恐らくこれ、国への採択になりますと来年度になると思うんですけども、一方で町の行政のほうはそれを見込んで予算の手当てもしなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。

要は、計画策定今やってもろうてるんですけども、町内におけるいろんな補助事業の対象というのをどんどんどんどん上げていただいて、計画ができた時点でしっかりと早急に国なり県へ申請していかなくちゃいけないと。

ここの部分の必要な補助対象の物件について、今のうちからどんどん情報をつかんでやっていきます言うたんで、それやってほしいですわ。そこら辺どうなんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 補助事業いろいろあると思いますが、この除却事業とか、あと活用事業、それに加えてまして予防事業と、そういった観点から幾つか補助対象になるものが上がってきます。これらにつきまして、当然、予算要求もありますし、どういった事業を取り入れていくか。これは策定委員会の中で十分協議して、当然、また町民等々の声も吸い上げて決めていかなければいけないと思っています。

県のほうには確認をいたしておりまして、12月中には、年内にはどういった事業を取り組んでいくのかといったことを報告といいますか、上げてもらえれば、何か来年の当初予算の時期には申請ができるということを確認していますんで、それに向けて取り組んでいきたいと思っています。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 計画策定、そして補助事業としての交付の手続どんどん進めていくということですのでしっかりとお願いします。

3つ目の質問に移ります。

自動走行の実用化はということです。

具体的に何を確認したいかといいますと、1カ月の実証実験は昨年度に終わって、長期の6カ月の実証実験今取り組んでいるんですけども、この6カ月の実証実験、これで実証実験は終わると思うんです。その次はいよいよ実用化ということなんです。

具体的に実用化というイメージ、まだ決定はできないと思うんですけども、どこで、いつごろ、どんなふうな事業、規模でやるのかということ、そのところを明確にさせていただきたいというのが今回の質問になります。

自動走行の目的をいま一度確認したいと思うんです。今年度の主要事業の個表というのがあってんですけども、そこに自動走行推進事業の目的として、自動走行技術を活用して過疎化、高齢化が進む地域の課題、これが一つですね。

それから、地域活性化のツール、過疎化高齢化、これはもう現実起きてますから、それにどう対応していくのかということ。

それから、今度は地域活性化でどんどん前向きに取り組んでいくといったようなことを検討、実証し、自動走行技術に的を絞った企業誘致、それから操業環境の整備を行い、自動走行環境の空間自体を観光資源として捉えると。これ、非常に大事なところなんです。自動走行そのものを観光資源というのがここで明確にうたっているんですよ。そして、町全体として観光誘客による観光業などの産業振興を図るとともに、新たな移動手段の確立による持続可能な地域社会の構造を図るとなっています。そのことをもう一度確認したいと思います。

それから、より具体的に、事業実施に当たっての背景ということで、平成30年度に実施された1カ月の連続実証実験における課題とサービスとしての安全対策、そして観光や他の移動手段との連携。先ほど申し上げた新たな観光空間をつくるというのも一つですし、やはり永平寺という観光の拠点、これを結びつけていくということも出てくると思います。

それから、他の移動手段との連携。他の移動手段というのは、えちぜん鉄道との連携、それからバス関係でいいますと京福がやっています京福ライナーといって何か永平寺のところへ来る専用のルートのバスがありますね。そういった鉄道とそれからバスの路線をどう連携していくのかといったようなことになります。

その連携をどうやるのかということと、それからこの自動走行の運用面での課題解決のためにさらに今行ってます6カ月の長期の実証実験を行いますと。そして、早期の実用化に向けて取り組んでいくということが予算の説明書の中に出ております。

ここで確認したいと思うんですけども、今6カ月の連続長期実証実験ですか、6カ月の連続実証実験、これで確認する検証項目と。どういったことを確認するんだということを確認します。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 自動走行の実証実験、どのような検証項目とご答弁する前に、まず自動走行の実証実験は経済産業省、国土交通省が事業主体でありまして、国の研究機関であります産業技術総合研究所が受託機関として、永平寺参道一線をフィールドとして実施しているものでございます。

永平寺町は、少子・高齢化が進む地域での交通問題を自動走行の技術により解決を図る過疎地モデルとして選定されているものでございます。

実証実験の実施に当たりましては、毎回、産業技術総合研究所からまちづくり株式会社ZENコネクトに委託され、自動走行の車両の運行、管理、実証結果の取りまとめなどを行ってございます。

車両の保安員については、地元の方や福井県立大学の学生を雇用し、主要な交差点の安全対策ではシルバー人材センターから警備補助員を雇用しているところでございます。

また、実証実験中の昼食等の飲食関係、必要な備品、事務用品、これら全て町内事業者から購入または発注しており、経済的にも地元へ貢献している事業と言えることができると思います。

今回の長期実証実験は6カ月間、6月24日から12月20日にわたり定時ダイヤで運行する実験であり、期間としては国内最長のものでございます。

運行ダイヤはこれまでの実証実験で利用の多かった荒谷一志比間に重点を置き、休日（10分ごと）と平日（30分ごと）の運行頻度を変えた編成となっております。東古市一荒谷間は1時間に1本の運行となっております。

また、自家用車で大本山永平寺を訪れる観光客の利用を促すため、荒谷停留所の横にございます團助の駐車場の無料開放を行ったり、ルート検索ができるスマートフォンアプリ「ナビタイム」による自動走行車を利用したルートの提示などの取り組みもあわせて行っているところでございます。

今回、長期実証実験で利用需要を把握するとともに、人件費や電気代などのランニングコストを割り出し、事業採算性を踏まえた運行形態を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 検証項目紹介していただきましたけれども、6カ月連続実証実験のお知らせというこういうパンフレットがあるんですけども、実用化に向けてのニーズ調査等を目的として実施するものです。

繰り返します。実用化に向けてのニーズ調査を行う。どれだけの必要性があるのかという調査なんですね。これは、今の参ろ一どで行っているあのルートでのニーズを調査する。

先ほど紹介ありました荒谷から御本山までのルート、それから永平寺口までのルート、これら2つを捉えて今実証実験やっているんですけども、この2つのルートをちょっと違った角度から見ますと、永平寺口へのルートというのは地域住民の方の交通移動手段、それから荒谷一門前間は御本山の間は観光客の方が対象ということで、このニーズの対象はその観光客が観光に来られる方がどの程度必要性を感じて乗っていただくのか。それから、永平寺口へのルートは地域住民の方がどれだけ必要というんですか、ニーズがあって利用するのかということです。

いずれもどれだけの人が利用されるかというのは、その事業規模の基本になるわけですね。何ぼその便利ないい移動手段であっても、利用される方が一定の数がないとこれ事業として継続できないと。これはもうようおわかりやと思うんですね。そういったことを踏まえて、今回、具体的に何日はこのルートで、永平寺口まで地元の方が何人乗ったよ。志比南小学校の児童の皆さんが何人乗ったよと。そして観光客の方はゴールデンウイークのときに何人乗ったよとか、平日は何名の方が乗ったよというようなデータをとっておられると思うんです。

繰り返しますけれども、基本的にこのデータ、ニーズ調査をして、次に実用化に事業化できるかどうかという一つの判断になると思うんですよね。そこが非常に大事なところで、そのニーズ調査をことしの12月まで行って、この6カ月間の実証期間というのは12月までですから、来年の1月から3月に取りまとめを行うと。具体的には取りまとめというのは最初に申しあげましたように、実証実験終わって一体永平寺町でどの規模でその自動運転の実用化を行っていくのかというような事業計画の概要も恐らくここで出さなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。

一つ、今までの取り組みは実用化は実証実験の参ろ一どを前提に考えているということでもよろしいんでしょうか。その点をちょっと確認させていただきます。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 実用化に当たりましては、今議員仰せのとおり、永平寺参ろ一どでの実用化を目指してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） わかりました。

いろいろな課題があると思います。その取りまとめを実際、実証実験やって、あ、こういう課題もあるよなっていう課題の現場でのリサーチをやっていると思うんですけども。来年の1月、3月にその課題を取りまとめて、その事業規模も決定する。それをいよいよその規模に応じて社会実装、地域に自動運転を実装していく、実用化していくという段階になるんですけども、一体いつごろにその実用化できるのかということも非常に今時点で課題が余りにも多ければ、そのちょっと期間が必要になってくると思うんですけども、今想定できるのはいつごろかなという考えをお持ちであればお話してください。

国は2020年をめどに実用化しようというのが今回の自動走行の当初から言われていたんです。それに乗かって、当町も一生懸命やってきたんですけども、いろいろな課題があります。事業規模とか技術的な課題もあると思うんですけども、今の見通しとしていつごろできるのかな。

先ほどは参ろ一どを実証実験の延長上でそこで実用化していくということをはっきり言っていただきましたので、次はいつごろかという非常に悩ましいところなんですけれども、今時点でお願ひします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、今のこの6カ月実証実験は実用化に向けて工程がいいか、ランニングがどうか、これを今やっております。その前に昨年の11月の1カ月の実証実験、そしてことしは5月にも一回1カ月の実証実験、これは産総研がやっていますが、今回はどちらかという運用面で技術的レベルはそんなに高くない実験なんです。昨年の11月は遠隔で何台車を動かせるか、世界初の実験が実はここで行われて、今回、今から実用化に向けていろいろ6カ月実験やっていくんですが、一人の車に1台乗っているのでは自動運転というか、それはただの観光トロッキ電車になってしまう。そうではなしに、じゃ、今、遠隔で何台無人で動かせるか。これ実はレベル4という段階にありまして、これを今回、ここで6カ月実証して来年度に向けて、そういう方向で行くのではないかという話を聞いております。

ただ、これまだ国の方針ですし法改正が必要になりますので、国としてはやっぱりオリンピックイヤーまでにとというのは最初から言っておりますし、町としてもいろいろ産総研さん、まちづくり会社がやっている中でそれに目指しているな

というのはありますが、法改正であったり、政府の状況であったり、そういったものもありますので、しっかりと注視していきたいなと思います。

自動運転につきましては、国の条約とかそういったものも日本は一つ一つやっぱりこの数年間かけて段階的に改正をしていったり、少しずつやっていっていますので、やっぱりオリンピックイヤーを目指しているというのは国もそうだろうなと思っていますし、町もいろいろそういう中で実用化に向けて国の歩調と合わせてやっていけるように頑張っていきたいなと思っております。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 2020年の国の目標はちょっとしんどい。やりますか？

○町長（河合永充君） 僕は総理大臣じゃないから。

○10番（川崎直文君） 2020年いうたらもう来年のオリンピックじゃないですか。

○町長（河合永充君） まだに法改正はあるんじゃないでしょうか。まだわかりませんが、安全が大事です。

○10番（川崎直文君） 見通しとして、ちょっとくどいかな。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これはうちが過疎地モデルで認定を受けたときからオリンピックイヤーまでにはというのも国の方針でしたので。ただ、安全の課題とか、やっぱりどうしてもクリアしなければいけない法改正というのはありますので、それを曲げて法改正というのはなかなか難しいと思いますが、計画どおりに進めるように町もそういう産総研とかに協力をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 計画というのは国の目標に沿って頑張るといえるものです。2020年ですね。

ちょっとせっかく質問用意しましたので、実用化に向けての今後の取り組み、今町長のお話も法改正とかいろんな整備が必要だと思うんですけども、質問の内容として実用化に向けての今後の取り組みということで課長のほうからお話ししていただいたらよろしいかなと思うんですけど。お願いします。

こんなことやらないかん、こんなことやった上で2020年頑張るって目標達成のためにやるよってという話で結びつけていきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 実用化に向けまして、我々、現在、3点ばかり課題があると捉えているところでございます。まず事業採算制ですね。これを考慮した事業計画を策定していかなければならないということと、あと自動走行車両とか運行システムですね。これを導入する、いわゆるイニシャルコストの負担をどのようにするかということ。

あと、今ほど町長もおっしゃったみたいな、法制度の改正、これがちょっと解決しなければならないと考えているところでございます。

事業採算制については、どのようにして利用者をふやすかという収入の面の部分とランニングコストをどのようにして削減するかという支出の部分の検討をする必要があると考えております。

利用者の増加につきましては、昨年秋の実証実験におきまして東古市停留所に移動販売車に来てもらい買い物を目的に利用してもらおうというような取り組みとか、自動走行を組み込んだ祖跡登山のイベントを実施しました。さらに、今年度は観光客の利用増加を図るため、荒谷停留所における駐車場の無料開放、あるいは自動走行車が大本山永平寺へのルートに検索されるようなアプリを活用したサービスを始めてございます。

ランニングコストについては、特に人件費の削減が重要であると考えております。自動走行車両にはドライバーを乗せず、遠隔ドライバーによる複数の車両運行が有効であるということ。今後、国においてもそのための必要な制度改正を考えていると聞いているところでございます。

2番目のイニシャルコストの部分については、自動走行、現在、実証実験している車両や運行しているシステムの取り扱いにつきましては今後、国と相談して、なるべく低価なイニシャルコストで実用化が始められるよう交渉してまいりたいと考えております。

最後、法改正についてですけれども、やはり遠隔ドライバーをドライバーとみなすというような道路交通法の改正などが必要であるので、国はその改正に向けて動き始めるのではないかなというようなことを現在聞いているところでございます。

実用化に向けての取り組みでございますけれども、今ほど申し上げました問題点を解決することが前提となってございますが、今年度については、今後、6カ月実証実験による事業採算性の検証のほか、積雪時の走行検証、特にコスト削減に資することになります一人の遠隔ドライバーが複数の車両を運行するという実

験を行う予定でございます。

国は、今ほど町長も申し上げましたとおり、2020年度、オリンピックイヤー中には地域限定ではございますが、自動走行による移動サービスの実現を目標としているため、永平寺町も国や県と連携しながら実用化に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そこで、今ランニングの話がありました。これ今、国とまた産総研は永平寺町でランニングが舞うことが前提ではなくて、ここの永平寺町で生まれたこのシステムがどこの地域に持っていっても回すことができる、そういったサービスにするためにどういったふうなことをしたらいいかというのを今研究をしています。

それと、今度は町として今自動運転をずっとここ数年やってきまして、この中でうち、過疎地モデル。やはりこれから免許返納とか、高齢者の運転事情、こういったものをどうしていくかという中で自動運転を取り組んでいきましたが、その中から今度は永平寺町Ma a S会議が発生して、またここに来られた技術者の方もいろいろ参加をしていただいて、また今志比北でやるああいうサービスであったり、いろいろな実験、またきょうの総務課のやってますマイ時刻表であったり、そういった柔軟な発想、新しい施策に結びつける、そういった一つの大きな要因にもなっていて、これからの新しいモビリティ交通、Ma a Sとよく言いますが、これが自動運転と絡めて、また自動運転だけではなしに、本来最初の目的であるこれから交通弱者の人対策、これをやっぱりこの町が先進的な町になるよう頑張って取り組んでいきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） なかなか厳しい事業かなと思います。過疎化を対象にしてやる、一方で事業規模を考えましたら、採算性を考えたら、できるだけ多くの人に利用していただきたいという、何か矛盾するところがあります。

一つ、やっぱり目のつけどころというのは、地域活性化のツール、やはり観光のお客さん相手に乗っていただくといったところも、これ、努力次第ではやっぱり相乗効果でどんどん来ていただくという話にもなりますから、それも一つ狙いどころかなと思います。

いずれにしても、実証実験で先端技術を取り組んで町も一生懸命やってきたわけですけども、我々町民にしたらずひとも自分のところで便利な事業として継

続してやっていけるような実用化をしっかりと提案していただいて、早く実用化していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。4時10分より再開します。

（午後 4時00分 休憩）

---

（午後 4時10分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、6番、齋藤君の質問を許します。

6番、齋藤君。

（「気合い入っとる」と呼ぶ者あり）

○6番（齋藤則男君） 目を覚まसानあかんです。

私は、3件の質問をさせていただきます。

まず最初に、永平寺町の財政について、本当に安心をしていいのかでございませう。

「町の財政は大丈夫なの？」、町民の声が今もところどころで聞こえてきます。なぜでしょうか。町民にとってはなかなか理解しにくいことや、されにくいいろんな要因が数多くあると思います。直接的に、また町民の住んでいる身近なところでの事柄や目に見えてこない、このことからこの声が出るのではないのでしょうか。

公共の道路や施設等の改良、補修や改修等、公共的な事業の実施の状況、このようなこともその一つではないのでしょうか。

町の会計、1年ごとの収支の状況について、単年度ごとに収入の支出の状況は健全であるかどうかです。過去約5年ぐらいさかのぼって、収入と支出が逆転した年がなかったのかどうかです。もしもそのような場合は、そしてその要因はなぜか。また、大きな赤字になったらそのときのためにはどうするのかです。

2年前の大きな豪雪、大幅な除雪費の増による財政の影響はどうだったのですか。福井市のようなことのないよう健全な財政計画を立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町民の不安を取り除くためにも、町の財政の状況をわかりやすく、簡単、明瞭にご説明をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 町の財政は大丈夫かというご質問でございませうが、過去

5年間にわたる実質収支については、毎年9月議会の決算認定におきましてご説明をさせていただいておりますとおり、全ての年度におきまして、収入が支出を上回り黒字となっております。その点から申し上げますと大丈夫というふうなご回答をさせていただきたいと思っております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、5つの比率を指標化してございます。まず一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示しました実質赤字比率、そして全ての会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示しました連結実質赤字比率につきましては、過去5年間にわたって赤字になっておりません。

次に、地方債の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、自治体の収入に対する負債の返済の割合を示す実質公債費比率につきましては、平成26年度12.6%、平成27年度11.2%、平成28年度9.8%、平成29年度8.5%、平成30年度7.9%となっており、国の定める健全団体の基準内となっております。

また、地方公共団体の一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性がある負担金等につきましては、現時点での残高を指標化しまして将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は、平成26年度39.9%、平成27年度25.4%、平成28年度20.4%、平成29年度22.1%、平成30年度16.6%と改善しております、こちらにつきましても、国の定める健全団体の基準内となっております。

最後に、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較しまして指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す公営企業資金不足比率につきましても、過去5年間にわたって資金不足となっております。

いずれの数値も国の定める健全団体の基準内であることは、毎年、議会において報告させていただいておりますので、町民の皆様からご質問がありましたら、大変申しわけございませんが、議員各位におかれましてもそのように助言をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、そのほか、町民への周知としましては、毎年、広報紙におきまして決算の状況や健全化判断比率等をお知らせさせていただいております。その際におきましては、決算状況をわかりやすいように町の会計全体を一般家庭の家計簿に置きかえた形で掲載し、ご説明させていただいております。

また、大きな赤字になったらそのときどうするかということで、例として豪雪

のことをおっしゃられております。平成30年2月の豪雪により、平成29年度の除雪関連費用は前年のおよそ5倍となる約4億2,000万円でございます。その事業に充当された特定財源は、社会資本整備総合交付金や臨時道路除雪事業費補助金があり、一般財源の額は約3億4,000万円となっております。その際は財政調整基金の取り崩しは行わず臨時財政対策債2億8,000万の借入れを再開し、除雪関連経費における一般財源の増額を補ってございます。

町では、行財政改革大綱実施計画や中期財政計画に基づき、財政の健全維持及び事業の見直しなど行財政改革に取り組んでいるところでございます。これらにつきましては、社会情勢の変化に対応させるため、毎年、時点修正を行っており、現在、本町の財政健全化基準が基準内で推移し、安定した財政運営を行えているのは、これらの取り組みによるものと考えております。

ただ、将来的に余裕があるというわけではございませんので、今後も収支バランスのとれた財政運営の実現を目指し、一層の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 今後とも長期的な財政計画を立てていただき、健全な財政運営をされるようよろしく願いをいたします。

次に、上志比地区内の公共施設の再編についてということで質問をさせていただきます。

私は、上志比村に生まれ育ち、縁あって、村の行政機関である村役場に就職いたしました。そして117年の歴史の終えんと、そして永平寺町という新たな町の誕生の瞬間にも立ち会うことができました。人一倍、上志比には愛着を持ち続けています。

しかし、近年、なぜか小さなひがみ根性が生まれてきました。私は合併前から、上志比村が寂しい村と言われまいと常に頑張ってきております。そんなことから、私はこの質問をさせていただきます。

今現在、上志比地区内で解体を待つ施設や、改修、改良される施設が幾つかあります。これからの予定や計画等について伺います。全協等で概略は聞いておりますが、改めて詳しくお願いをいたします。

最初に、旧役場庁舎の解体について伺います。これからの予定、スケジュールは。また、旧庁舎内にあったと思われる上志比の歴史的と思われる資料や昔の村

の状況を知る資料等、当時の住民のお方からの寄贈をされた物品等々、価値があるかどうかわかりませんが、書画等を含む幾つかの物品等があったと思われますが、どのように処理をされたのかお伺いします。

参考までに、旧上志比時代、保育園を統合した折、そこで使われていた備品等や遊具については各集落に無償で払い下げをしました。このたびの施設解体等により生じた必要のない備品等については払い下げをされるか、書画等は競売の方法もいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 上志比支所長。

○上志比支所長（山田孝明君） 上志比支所建物の解体工事につきましては、今年度当初予算に計上、7月に入札を終え、解体工事完了を10月18日とし、業者と契約しております。現在、建物周辺の防護設備の設置が完了し、建物内の処分する物品、機械設備等の搬出作業を行っております。

なお、福井県健康福祉センターの指導により、建物内13カ所の石綿（アスベスト）の分析調査を行いました。先週の金曜日、9月6日ですけれども、その分析報告書によると、その結果は建物内3カ所にてアスベストが検出されました。特に3階部分の床、ホールの床ビニール、また元議場の床関係です。また、それ以外に2階の天井裏、ダクト部分、そういったものの報告は受けました。その処分が必要となり、請業者と工事監理の見直しを進めていかなければならないと思っておりますが、2カ月程度工期を延期する必要があるというふうに考えております。

なお、上志比支所の位置づけは、これは以前にも議員の皆様には説明しておるわけですけれども、上志比支所の位置づけとしましては、町民サービスの向上を図り、利便性の高い諸機能を維持、継続する。また、災害時の上志比地区の防災拠点として位置づける。また、各種の会議、また選挙時など会場として活用するとしております。

今回、上志比支所新築工事については、今回の9月補正にて工事請負費を計上しております。これをお認めいただいた後には、建物解体工事が完了した後、建築工事、機械設備工事、電気設備工事の入札を執行し、工事を着手する予定です。建物は、木造ラーメン工法といいまして、大型の構造材を使った木造の建物。また、GL鋼板縦ぶき、面積で335平米、坪数にして101坪の平屋建てを計画し、標準工期的には6カ月から7カ月というふうにされております。また、敷地内の融雪設備、また舗装工事、防災倉庫改修工事等を計画をしていることから、全体の完成は来年7月末ごろを予定し、8月、9月ごろに新庁舎での業務開始を

計画しております。

また、2点目の建物施設内のことですが、私も直接確認したわけではありませんが、町村合併時の役場内での物の移動、また上志比支所から現在の地域センターの仮支所への移動する際、そういった際に、所管する課において判断して、保管する物と処分する物に区分しながら対応をしております。また、土地台帳とか公図、絵図ですね、昔からの。これにつきましては、合併時に税務課に移管をし保管しております。また、旧上志比村時代の土地の売買契約、また土地の借地契約、それ等につきましては、監理課（現在の総務課契約管財室）にて移管して保管をしております。

その他、先ほど議員さんおっしゃられました上志比村の117年を記録した冊子、またCD、また広報かみしひの縮刷版、これもデータで残しておりますけれども。それとかニンキーの着ぐるみ、またその歌のCD、そういったものにつきましては、町立図書館の上志比館、また支所において保管をしております。

また、町長のほうから、支所内にある寄贈品、また物品等については、内容とか数量を把握して管理するよう指示をしていただいたところです。これを踏まえて、寄贈された物品としては、書額が8本あり、その中には、明治36年上志比村栗住波に生まれ、書道家として国内外で活躍した西山秋崖氏の書が2本あります。これは、新しい上志比支所への展示、また教育委員会と協議して四季の森文化館書庫での保管、そういったものを検討していきたいというふうに考えています。また、絵画1点は教育長室に展示しましたが、大型の絵画等については、今後、展示活用するように、関係各課と協議をしながら対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） ありがとうございます。

実は、旧出納室の中に相当大きな金庫があったと思います。先日、この解体をされるということで、私の先輩の職員の方から「あの中にあつたいろんな、貴重というんか古い資料等はどうなっているんだ。齋藤、知ってるか」ということを言われました。私の職員時代にも目にしたり、何かあるのは知ってたんですけど、中に何があるかは、見たことのない書類もあつたみたいです。非常に貴重な書類で、特定の人しか見られないようなものもあつたというように聞いております。それが、お聞きするともう空っぽやと言うんですけど、どこでどういいうぐあいに

処理をされたんか、もし、その行き先とかいろんなことがわかれば教えていただきたいんですけど、そういうようなことから、ちょっと今回その質問をさせていただきます。ほんで、私の先輩の職員だった人が「どうなったんかな。どうやったかな。こういうのもあったのにな」というようなお話もちょっと聞いておりますので、そういうようなことから質問をさせていただきます。

できるものならば、追跡調査をお願いしたいと。当時、私が職員時代に、いろんな古い文献があったときに、県のほうに破棄をしたいということでご相談を申し上げましたら、古文書的な要素があるので残されたほうがいいですということで、非常に歴史が、117年という歴史があるので、こんなものがあったのではないかなという、あくまでも現在は推測でございます。お願いですけど、できるものならばわかる範囲で追跡調査をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 上志比支所長。

○上志比支所長（山田孝明君） 旧出納室にありました大型の金庫、古くて大きい金庫です。それは合併後も上志比支所におきまして使用していました。私もそれを使用していたことは確認しております。

なお、その中に、今議員仰せの古い文書、それからつづり、そういったものかどの程度あったかというのは私もちょっと確認はしてないわけですが、先ほど言いました合併時の物の移動、そういった段階でそれがどのようになったかということについては、ちょっと今の現在では不確定な状況です。私なりに再度確認をしながら調査も含めていき、なおかつ、それが処分というか、場所をかえてあるのかどうか、そういったことにつきましては今ちょっとここでは報告できないので、申しわけございません。お願いします。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） なら、また追跡調査できる範囲でよろしくをお願いしたいと思います。ものの解体や破棄は簡単にできますが、一つの歴史を終える節目として、また最後の終えんを迎えるということで、慎重に取り扱いをお願いする一人であります。

このことについては、これから解体撤去をされる上志比老人センターについても同様なことだと思います。なぜ私がこのようなことを申し上げるかは、旧上志比公民館、今はニンキー体育館となっております。その施設の不要な部分の解体をすると決まった折、その中の一角に旧上志比時代に収集した古民具等が数多く

ありました。その多くは、上志比の住民の方から寄贈されたものでありました。

私は以前から、その民具等の活用について、学校の空き教室に展示したり、教材として子どもたちに触れたり使ってみせてはいかがかと申し上げてきました。しかしながら取り上げてもらえず、ひとりのたわ言かと思っただけにとらわれ、それ以来、私のひがみ根性が生まれたのかもしれない。

その民具等の処分について、町の回答では、寄贈された方がわかる場合はお返しするか、また処分するか、利用価値のあるものについては一時保管するとの回答がありました。その後はどうなったのでしょうか。私は、闇から闇ではありませんが、解体と一緒に処分され、始末されてしまったのではないかなと思っているものであります。上志比にとっては、上志比の歴史、文化を学び伝えていくためには貴重な財産ではなかったのかなと残念に感じているところです。

本題の質問に戻ります。

次に、やすらぎの郷の施設について、今、分離工事が進められていますが、なぜ分離しなければならなかったのか。また、分離した後の活用や予定はどうするのか。概略は全協で示されましたが、この一般質問の場において詳しく説明をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） やすらぎの郷について申し上げます。

やすらぎの郷は、建築年次や目的が違う建物をつないだり、一部増築したりして活用してまいりました。ただ、平成28年9月に行われました福井土木事務所の建築基準法に基づく防災査察、こちらにおいて、非常用照明、排煙設備、防火区画の改善指示を受けております。これの改善手段としまして、公共施設再編計画による見地からもいろいろ検討いたしました結果、改善の手段として最適なのは分離することということになりました。これによりまして、昨年度、設計委託し、今年度、分離工事を施工しているということになります。

分離工事後の活用方法についてのお尋ねですけれども、現行と大きな変更はなく、上志比デイサービスセンター、それから上志比児童館、子育て支援センター、上志比児童クラブ、それから社協さんの事務所ということで、避難所としての活用も現行のとおりとなります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 先ほどの民具の件なんですけど、実は私、今初めてそのこ

とお聞きしました。ちょっと1回調査して、また回答させていただきたいと思  
いますので、それでよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 今、分離工事、28年の防災査察でということですが、当時、  
私は建設に携わってたんでお伺いしますが、当時、いろんな防災関係のことで、  
保健センターと社協が事務所で使っている部分なんですね。あの部分は多分、屋  
根はつながってますけど、床やらあの周りは全部簡易的なもので、防災上の、そ  
れから防火シャッターとかで設備をしてやったんですけど、あそこ、屋根も切っ  
たんですね。保健センターの部分と事務所の部分、屋根も分離しちゃったんです。  
屋根ぐらいは残しておいたほうがよかったんでないかなという感じを受けており  
ます。ほんで、あそこは完全にはつながってないんです。

それと、いろんなことで28年に防災のあったと言うけど、それまでは上志比  
村が違法行為をしてたということではないんですか。まあ今はちょっと、そこは  
ちょっと専門外なんで課長ではわからないと思います。そういう、何か言い方を  
されるとそのようにとられるんで……。

○6番（齋藤則男君） ほんで、だから建設したときには全くそんなことを全部クリ  
アをして建設したつもりなんですけど、その後、切らなければならないとか、完  
全に分離しなければならないということが、その防災上でやったとなると、旧上  
志比村自体が違法行為をして使ったというふうにとられるんで、そこら辺がどう  
いう解釈、考え方なんでしょうかね。だから、屋根は残しといてもよかったんで  
ないかなって気がするもんですから、今お伺いするんですけど。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時34分 休憩）

---

（午後 4時38分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 次に、旧村民プールの解体についての予定と解体後の計画に  
ついてお伺いをいたします。

○議長（江守 勲君） 上志比支所長。

○上志比支所長（山田孝明君） 旧の上志比中央プール、上志比中プールですけれど  
も、このプール解体工事費は今年度当初予算に計上し、今月9月に解体の入札を

予定しております。隣接する水田の刈り取りを終えた後に着手して、11月末完了を計画しております。これまで議会に説明してきましたが、町としては、プール敷地と西側に隣接する水田、全体の面積約1,500平方メートルを、地権者2名のご理解とご協力を得て、今年度に土地買収する予定です。これも今年度の予算に計上されております。

来年度より、土地の埋め立て、造成整備して優良宅地として分譲する計画です。現在、役場庁内、関係各課と連携して、宅地造成の整備、また道路、排水路整備、上下水道整備計画等について協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 次に、上志比中学校プールの処遇についてお伺いいたします。

現状はどのようになっているのかと今後の活用はあるのか、そして管理の状況についてお伺いをいたします。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 現在、町内の中学校におきましては、今年度からですけれども、3校ともプールの授業を行っておりません。

上志比中学校プールにつきましても、平成29年は全学年で年間延べ11回、昨年度は5回、授業で使用してございましたけれども、今年度からは授業を行わないということで、現状といたしましては、使用する予定はないけれども学校施設として管理しているというような状態になっております。

当該プールの今後につきまして、各所属長に現場を視察していただいて意見を求めた結果、用途廃止すべきという意見が最も多く、廃止後の活用案といたしましては、プールとして民間に活用していただく、また取り壊して用地返還などの意見が出ております。

今後、地権者や民間事業者、庁内関係課との協議によりまして方向性を決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 町民の声をちょっと参考にしてください。学校プールとして使わないのなら町民のプールとして、町民というか、この地域の住民のプールとして何か活用をさせてもらえないかと。ほんで、いろんなそういうことの声が聞こえました。

しかし、私は、管理の問題とかいろんなのがあるんですということでは、言いましたけど、その管理の問題等については、やっぱりその使いたいという人の話を聞くなりして、公設民営というような形でありますけど、管理というんか、何かある程度町の施設として、監視は町民がするというんか、それはいろんな話し合いがあると思うんですけど、一遍そういうようなことも検討されて、簡単に廃止してまうというんでなくて、夏場に使いたいというんですかね、何かそういうような。子ども用のプールもありますので、中に。非常に使いやすいと思うので、一遍そういう声も取り入れてもう一度再考をお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） プールについては、いつもあこを通るたびに、去年まで使ってた、真ん中のヤシの木枯れてきてるし、あの壁も結構傷んできてるし、何かしないといけないな。壊すというのも一つの案ですし、1回、民間の皆さんとかいろいろな人に、これ何か使い道ありませんかと聞くのも一つかな。ただ、それが余りにも非現実的過ぎると、またちょっとそれはというのはあると思うんですけど、やっぱりそういうふうに、1回何か使えませんかと聞くのもいいなと思っておりますので。

結構、公共施設はあのプールだけじゃなしに、例えば、今から東古市の保健センター、あそこ今どンドン出てってますので、あそこも何か利用はないですかと一般の皆さんに聞いて、ない場合は解体とか次のことを考えればいいんですが、まずそういうふうに進めていければいいなと思っておりますので、本当にあそこを通るたびに傷んできたなと思っておりますので、何かしていきたいなと思っております。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 本当に、ちまたの住民の声が、ちょっとそういうような声も聞きましたので、ぜひとも再考をひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、上志比地区内のその他の施設、農村公園等についての現状を含め、今後の有効な活用の予定はあるのか、将来にわたっての展望はあるのか。

そして、現状の管理状況を見ますと、一部を除いては荒れ放題のように見えます。いかがですか。以前に提案した総合管理人というのを置いて管理してもらうというような、この制度もいかがでしょうか。考えてみてはどうでしょうか。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 上志比地区には、たくさんの生涯学習課所管の施設がございます。

まず、上志比地域振興センターについては、今、支所も入っておりますけれども、支所機能が新庁舎に移転した後は公民館機能のみとなりますので、それに合わせて、より使いやすく、身近で愛される公民館づくりに向けて準備したいと考えております。

その他の所管の施設、ニンキー体育館、サンサンホール、それから農村公園、人希の里公園、上志比グラウンドとございますけれども、利用状況も勘案しながら、基本的には現状の機能や使い方等を維持しつつ管理運営に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 公共施設再編担当課として答弁させていただきます。

今ほど生涯学習課長のほうからも話ありましたように、上志比地区内の公共施設の中でも、上志比支所ややすらぎの郷、プール施設以外の施設につきましては、現行の公共施設再編計画の中では現状の施設として活用するというふうに記述されており、用途の変更などは考えておりません。

しかし、この計画は、今年度中に2期計画として新たに策定予定でございますので、現行の計画を踏まえながらも、町全体として施設の最適配置を考慮しつつ、今後の見通しを改めて考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 農村公園は、マレットゴルフかな、グラウンドゴルフかな、がされているんで非常にいいんですけど、上のほうの公園、子ども連れの親子で「散歩したくても草ぼうぼうやし、何か蛇が出るんで怖い」って言われる方がおられたんで、せめて草ぐらいは刈っていただけるとありがたいなということで、ひとつ今後また、これから再利用等、何かいい方法があれば一遍ご検討願いたいと思います。

次に、3番目の質問に移ります。

地区自治会の今後についてということで、集落組織、地区がなくなってしまうのではないかとということで質問させていただきます。

先般、上志比地区振興会の町長と語る会において質問がありました。地区の自治会の存続はどうなるのかということでの質問についてお伺いをいたします。

今日、戸数の少ない小さな集落では、高齢化により地区役員のなり手が少なく、

今は各戸の持ち回り等で一応はしのいでいるが、これからますます高齢化が進むとどうなるか、不安材料がいっぱいであるとのことでございます。

語る会では、地区や地域で話し合ってはということですが、これでいいのでしょうか。

以前は、限界集落についてお伺いをした折、なるであろう、なるかもしれない予備群の集落が幾つかあるとお聞きしましたが、町内の集落での限界集落や、また将来なるであろうという集落を町として把握されているのかお伺いをいたします。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 議員仰せの限界集落等につきましては、旭川大学の野教授が提唱した内容でございますが、毎年、4月1日現在の人口構成を用いまして算出のほうをし、また課長会等で提供しており、庁内全体で情報の共有を図っているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 集落の数はわかりませんか。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 数でございますが、限界集落と呼ばれるもの、最初に定義のほうを説明させていただきます。限界集落というのは、65歳以上の人口が50%以上。これに続きまして、準限界集落というのは、65歳以上が50%未満でございますが、55歳以上人口が50%以上……。

○住民生活課長（佐々木利夫君） もう一度。済みません、何か間違ったんですかね。

限界集落というのは、65歳以上の人口が50%以上のもの。半分以上が65歳以上の集落。準限界集落というのは、そこまでいってないけれども、今度、55歳以上の人口が半分以上の集落。65歳以上は50%いってないんだけど、55歳以上は50%いって半分超えてると。で、わかります？

○6番（齋藤則男君） わかります。

○住民生活課長（佐々木利夫君） で、数ですけども、本年度の……。

○6番（齋藤則男君） 限界集落はわかって質問してるんです。数が、町内の数がどれくらいあるか。限界集落というのはどんなことか、状況は知ってるから質問させてもらってるんで。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 限界集落につきましては、本年度4月1日で2集

落というふうな形になっております。配分につきましては、松岡地区が1、上志比地区が1ということでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 以前にお聞きしたときには、なるであろうということは聞いてたんですけど、実際にとうとう限界集落が出ちゃったということは、非常に深刻な問題でないかなという気がしますね。

もしもこのようなことで地区の自治組織や地域の集落がなくなってしまったり壊れてしまったとき、町の行政は、地域の自治や防災はどうなってしまうのでしょうか。これからの地方自治を考え行動すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今言ったような現状の中で、やはり戸数の少ない集落におきましては、議員おっしゃるように、地方自治とか防災関係というのは一層重要な取り組みになってくるというふうに考えております。

こういう時代だからこそ現状を直視していただいて、まずその集落の中で、先ほどありましたけれども、高齢の方と若い方、50・50であるとすれば、若い世代と高齢の方とやっぱり話し合いをしていただいて、その集落でできること、できないことというものが当然あると思います。またそういったものを見つけていただくということが大事だというふうに思います。

また、単一の自治会だけではどうしても難しいような問題につきましては、地区振興会の中で問題提起をしていただいたりとか、外部の意見を聞いたりということも、一つのその考え方、いろんな問題を解決する糸口を探る行動を起こす一つの手だてになるのではないかなというふうには考えております。

近年、町が仕掛けたイベントを各地区の区長さんを中心にイベントを行う、みんな地域の人たちでイベントを行うというような動きも出てきております。また、そういった動きの中で今後それが発展して行って、各地区の弱いところ、強いところがある中で、お互いにそういったものを補えるような形が生まれればいいのかなというふうには思いますけれども、まずは、やはりその地域の中で若い世代、高齢の世代の方々が、今自分たちが置かれている地域について話し合うということが重要なことというふうには思っております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、イベントの話もありました。その地域は、区長さんが集

まってみんなで盛り上がりやろうぜという中で、なら子ども会一緒にできんかとか、備品はうちがあるでこれ使い合わんかとか、そういった集落単位で話し合いができている区もあるそうです。

また、町として何ができるかといったときに、例えば、各区から一人ずつ何かの委員さんにならなければいけないとか、結構いろいろ大変なところもあるんですが、区同士で話し合っ、2つの区を誰かにしようとか、そういったご提案はやっぱり積極的に町は受けて、「じゃ、その2つの地区で1人でいいです。そのかわりにちゃんと全体見てくださいよ」とか、そういった柔軟な対応というのはやっぱりこれから必要になってきて、またそういう話し合いの中で、次、自分たちの神社はどうしていこうかとか、こっちも一緒に1回やってみようかとか、そういったふうになっていけば、また、そこはしっかりと町は聞きながら一緒に考えていきたいなと思いますので。

決して無視するとかそんなんじゃないくて、何か本当に現実に合った支援ができればいいなと思ってますので、またいろいろご指導をお願いします。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 本当に今、深刻やと思う。だから区によっては、やっぱり閉鎖的なところもあれば開放的なところもあると。そういうようなところから、やはり行政がある程度手を差し伸べるなり、また、町長が進めております振興会組織、これをやっぱりもう少し強力にして、その振興会が中心となってそういうことを解決していくべきでないかなと私思います。

一番怖いのは、やはり防災なんですね。何かあったときにもう遅いなと思う。高齢化の上に指導者がいないとか、そうなる、いろんなことでかえって大きな災害につながるんでないかなと思います。これから、本当に大切なことだと思いますので、まあ私らもその一人なんですけど、ぜひとも何らかの方法で行政のほうもお手伝いをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時54分 休憩）

---

（午後 4時54分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、あす10日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時55分 延会)